金井沢碑の「現在侍家刀自」再考『雲』説

「妻」説への疑問「一年/系譜と一族結合よりみた

義江明子

Does the Kanaizawa Stela's Inscription Really Mean "the Wife of the Household?": Challenging the "Wife" Theory through Analysis of Residence Unit Register Formats, Genealogy Styles, and Rural Elite Familial Bonds

YOSHIE Akiko

はじめに

●金井沢碑と戸籍/系譜

❷碑文構成における「現在侍家刀自」の位置

❸地域における「ミヤケ」一族

おわりに

[論文要旨

上野三碑の一つである金井沢碑文には、戸籍書式、古い系譜様式、新たに流入した上野三碑の一つである金井沢碑文には、戸籍書式、古い系譜様式、新たに流入した上野三碑の一つである金井沢碑文には、戸籍書式、古い系譜様式、新たに流入した上野三碑の一つである金井沢碑文には、戸籍書式、古い系譜様式、新たに流入した上野三碑の一つである金井沢碑文には、戸籍書式、古い系譜様式、新たに流入した上野三碑の一つである金井沢碑文には、戸籍書式、古い系譜様式、新たに流入した上野三碑の一つである。

七世紀末までの豪族層は、伝承的始祖と子孫を直結する氏族の系譜意識と、双系的と実相を考える上で、金井沢碑と山上碑は好個の資料である。七世紀後半公定な「三家」姓(父系)の枠組みと、現実の双系はる形で受容された。七世紀後半公定な「三家」姓(父系)の枠組みと、現実の双系はる形で受容された。七世紀後半公定な「三家」姓(父系)の枠組みと、現実の双系の一族結合(異姓者を含む)とのズレに、国家的諸制度と仏教的祖先観の浸透が重なり、地域社会における祖先観な変容していった。七世紀後半から八世紀前半のこうしり、地域社会における祖先観な変容していった。七世紀後半から八世紀前半のこうしり、地域社会における祖先観は変容していた。仏教用語「七世父母現在父父母につらなる」という。

【キーワード】金井沢碑、山上碑、御野国戸籍、祖先観、刀自(長老女性

はじめに―考察の前提

碑・多胡碑との関連の有無も議論されてきた の系譜関係をめぐって、 がう上での、 である。 ″三家, 近年ユネスコ 神亀三年(七二六)の年紀をもつ銘文が刻まれている。 古代東国の豪族層の一族結合、 一族の「知識」による「七世父母現在父母」のための供養願文 貴重な資料とされる。 『世界の記憶』に登録された上野三碑の一つ金井沢 多くの先行諸説がある。 碑文の文字の判読、 仏教的祖先観のありようをうか 三碑の他の二つ、 読解、 内容は、 人名相互 山上 (神) (記)

判読および銘文書式をめぐる新たな研究動向に接して、 復元を行ったことがあり〔義江明子二〇〇七b、 三〇年以上前に ていく過程についても、 上で重要な意味をもつ。また、氏族の旧来の系譜観念が仏教的に変容し 在侍家刀自」の位置づけは、 感じるに至ったからである。 在侍家刀自」の意味と系譜上での位置づけをめぐり、再考を試みたい 多くの論点がある中で本稿では、とりわけ解釈のわかれてきた 「刀自」について考察した際に「現在侍家刀自」の系譜 問題提起を試みたい 東国豪族層の一族結合のありようを考える 本稿で提示する新たな復元案によれば、「現 五五頁]、 再検討の必要を その後の文字 現

を確認しておく。 考察の前提として、拙論を含む関連先行研究の成果から、以下の三点

(1)尊称としての「刀自」

船氏のカバネは史なので、この「首」(ヲビト)は公的な意味でのカバ後首」と兄「刀羅古首」、王後の「婦」である「安理故能刀自」がみえる。二〇〇七b〕。戊辰年(天智七、六六八)の「船氏王後墓誌」には、「王「刀自」は、そもそもは豪族層女性に対する社会的尊称である〔義江

型成立か) ち、 には、 考察との関わりでいうと、奴婢以外の全てに氏姓を付す全国的戸籍制度 れたことに注目しておきたい の実施後にも、系譜的記載においては、それとは別個に尊称記載のなさ \mathfrak{h}_{5} 曽布」「進広弐与佐理」の母として、「小宮刀自」の名がみえる。(4) 男性の尊称、「刀自」は女性の尊称である。また、「因幡国伊福部臣古志 みえる。同氏のカバネは祝(のちに真人)なので、 ネではなく、 系譜的記載ではしばしば尊称が記されたのである。 公的カバネの秩序とは別に地域社会で通用する男女豪族の尊称があ 七世紀半ば頃の記載として、「大乙上都牟自臣」の妻、 にも、「小牟久首・丹生麻呂首」等と「阿牟田刀自」 豪族層男性の尊称である。「丹生祝本系帳」 この場合も「首」 本稿一 (八世紀末に原 「小乙中与 章以下の すなわ

戸籍記載と婚姻・居住関係の不一致

2

子一九九三、二一五~二二〇・二二四頁] が、さまざまに戸籍記載上の矛盾として露呈しているのである〔関口 明する。 ۲, 0 の論争を経て、 な編成操作の結果である。そのことは、 族 「嫡子・妾子」記載にたちいって擬制のありようを考察した研究による では の同居生活実態を示すものではなく、 奈良時代戸籍の 妻妾・嫡庶の社会的区別は実際にははなはだ曖昧であったことが判 現在では学界の共通認識といって良いであろう。 一人のみを 現実には同居/別居の複数の妻がいる婚姻慣行のもとで、 (擬制の範囲をどこまでと見るかは議論がわかれるもの 妻」、 戸 は、 他を「妾」(ないし無記載) 必ずしもそこに記載された夫婦・ 長年にわたる戸実態説と擬制説 国家の要請にもとづくさまざま としたことの結果 戸籍の「妻・ 親子・ 戸

幼児の存在が、数例しられる。これらは別居 = 通い婚の珍しくなかっいる子の中に、本来ならば父姓で記載されるべきなのに無姓のままのまた大宝二年(七〇二)御野国戸籍では、父ではなく母と同籍して

おいておかなければならない。ては、戸籍記載と現実の生活形態とのズレということも、充分に念頭にみられることが、先行研究により指摘されている。碑文の考察にあたっ一章で述べるように、金井沢碑の碑文には御野国戸籍の書式の影響の

(3) 尊称「刀自」と女性名「刀自メ」

分・氏姓のみならず人名の台帳としての機能を持つことを意味する。 損益帳」では「黒・弥都・刀自・古奈・久波自」など「**」の部分だ 大宝二年 後の作成と推定される「嶋評戸口変動記録木簡」では「**女」であり 点は、戸籍以外の関連史料ではさほど厳密ではない。 庚寅年籍(六九〇) 尊称である。一方、戸籍の人名表記においては、女性名はほぼすべてが(?) 田刀自」(丹生祝本系帳)も、 しての尊称である。前述した「安理故能刀自」(船氏王後首墓誌)「阿牟 **メ」であり、「メ」の字は「賣」字に統一されている。ただしこの 山 上碑の「黒売刀自」 接尾辞「メ」はない。戸籍における厳密な統一表記は、 (七〇二) ~和銅元年 は、「黒売」が実名で「刀自」は豪族層女性と 「安理故」「阿牟田」が実名で、「刀自」は (七〇八) の異同を記した「陸奥国戸口 戸籍が身

タイプがあり、**メはその一つである。接尾辞をもたない**も多い。(イラツメ)、**子/古(コ)、**比賣(ヒメ)、**刀自など多様な戸籍以外の史料でみれば、実際には女性名の接尾辞には**娘/郎女

で付加された記号にすぎないことを強く示唆する。 (๑)戸籍における「**賣」表記の画一的統一性は、「賣」字が戸籍記載上

がえる。平安後期にはほぼ姿を消す、古代的女性名である。 と、平安中期以降は激減するという〔角田一九八〇―第一部〕。六~七世 え、平安中期以降は激減するという〔角田一九八〇―第一部〕。六~七世 え、平安中期以降は激減するという〔角田一九八〇―第一部〕。六~七世 を迎 を がえる。平安後期にはほぼ姿を消す、古代的女性名である。

記である。その点に留意した慎重な考察が必要となろう。ての「**刀自メ」が並存する時期の、系譜的記述にみられる女性名表族層女性に対する尊称としての「刀自」と、一般女性名の一タイプとし本亀三年(七二六)の金井沢碑にみられる四名の「**刀自」は、豪

記す。また、兄弟と姉妹の総称を「キョウダイ」とする。系でつながる異姓をも包含する現実の結合の広がりを「ミヤケ」一族と家」姓を名乗る公的「三家」一族と区別して、それを含みつつ婚姻/女なお以下の論述においては、七世紀末以降の、父系で継承される「三

●金井沢碑と戸籍/系譜

(1) 金井沢碑の読解と構成

二○○○、三七九・三八四頁〕。勝浦氏の論述にしたがって、異体字は常と思われる勝浦令子説にそって、碑文判読の結果と釈文を示す〔勝浦で、その片面に九行一一二文字が刻まれている。一行の字数の不揃金井沢碑は、高さ約一一○四、幅約七○四、厚さ約六五四の自然石

用漢字に直し、 をとり**によって記した(波線部分)。 0 が右横に (**カ)とある箇所は、 (子□以外は)

(碑文)

現在侍家刀自他田君目頬刀自又児加 三家子□為七世父母現在父母 那刀自孫物部君午足次縣刀自次若縣 一野国羣馬郡下賛郷高田里

次知万呂鍛師礒マ君身麻呂合三口 刀自合六口又知識所結人三家毛人

石文 如是知識結而天地誓願仕奉

神亀三年丙寅二月廿九

H

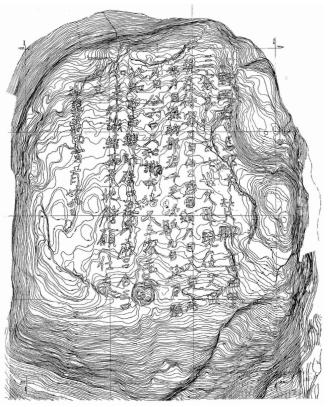


図 1 金井沢碑写真実測図(正面) (多胡碑記念館編『金井沢碑の遺産』2020年、16頁より)

釈文

如く知識を結びて、 三家毛人、次に知万呂、 現在侍る家刀自の他田君目頬刀自、又児の加那刀自、 「野国羣馬郡下賛郷高田里の三家子□、 次に駅刀自、 次に若駅刀自、 天地に誓願して奉る石文 鍛師の礒マ 合六口、又知識を結びし所の人、 部) 七世父母・現在父母の為に、 君身麻呂、 孫の物部君午 合三口、 是

神亀三年丙寅二月廿九日

によって、「誓願」グループ全体の構成を示すと、次のようになる。 こと、の二点である。この二点については、私見でも異論はない。 君目頬刀自」で一人とみ、「三家子□」(男性名)を含む「六口」 家刀自」を独立した一人に数えていたのに対して、 プの総称とみてきたのに対して、綿密な考証によって願主をさす男性個 論をすすめていく。従来の説と勝浦説の主要な違いは、①碑文二行目1論をすすめていく。従来の説と勝浦説の主要な違いは、①碑文二行目1 人名である蓋然性が高いとしたこと、 「の「三家子□」を、従来は「三家子孫 (しそん)」と判読して願主グル 勝浦説については二章で詳しく検討するが、 「六口」 という願主グループ総計にあわせて、 ②それと連動して、 応 三行目冒頭の 「現在侍家刀自他 この読解にそって 従来は五行目 「現在侍 とした 田

願主グループ…… 「六口」

三家子□(願主

孫 又児・加那刀自 現在侍家刀自他田君目

1類刀自

・物部君午足

次・駅刀自

· 乙 (若₁₂) 馸刀自

В 知識グループ(「知識所結人」)……

三家毛人

次・知麻呂

鍛師・礒マ君身麻呂

A+B (「知識結而天地誓願仕奉」) ……九名

券前氏は、「見正寺尽丁自也日書自頁丁自一と「三京子」」の長に打知識グループなので、行論上、両者を明確に区別するためである。は狭義の知識グループであり、「如是知識結而」とあるA+Bは広義の宜的に「誓願」グループと称することにする。「知識所結人」とあるB宜的に「誓願」グループとの調道グループをあわせた全体を、本稿では以下便

(2)戸籍書式と系譜様式―出生順序列語「次」をめぐって―

が影響している可能性も考えられよう」とした 三碑の解説の中で金井沢碑にふれた東野治之氏は、 用 などの古い系図や御野国戸籍にみえ、 は兄弟姉妹の序列を表すもので、『上宮記』 知麻呂に付された「次」字、および人数を示す「口」字に注目し、「次 通性に着目する研究が示され、碑文解釈に新たな局面が開かれた。 いられることから、 九九〇年代以降、 「これらの部分には籍帳など公文書の用語、 同碑文と戸籍 (特に御野国戸籍) との書式上の共 人員単位の「口」は戸籍・計帳に 『海部氏系図』『和気氏系図 〔東野二〇〇四、 駅刀自・乙駅刀自 二四五

点は、本稿でも重視していきたい。頁〕。重要な指摘であり、戸籍記載書式との関わりで碑文を読み解く視

ただし、東野氏は、「次」字は戸籍だけでなく古い系図にもみられるの序列を表すに際しても、親からみた子供の出生順と、年長のキョウダイからみた弟妹とでは、続柄表記としての原理が異なる。本稿では前者を出生順序列語/記載、後者をキョウダイ順序列語/記載として区別する。

三に 勘文』所引「上宮記」と記載内容において親近性の高い『上宮聖徳法王 皇系譜だが、そこでは「王」「女王」の男女書き分けはない。『平氏伝雑 生順序列語として普遍的に用いるのは、 をしない「上宮記逸文所引一云」より、 が、こちらは男女を「王」と「女王」に書き分けており、 一云」系譜には、「次」字はない。「次」字は『聖徳太子平氏伝雑勘文』(下 日本紀』(巻第十三)に引用された継体天皇に関わる「上宮記逸文所引 帝説』の系譜記分(いわゆる第一部)は、「次」字を普遍的に用い、かつ、 部に「王」「女王」の書き分けがみられる。 東野氏は、 「上宮記下巻注云」として引かれた太子関係系図に一例みられる 「次」字のみられる古系譜として『上宮記』をあげたが、 後述するように『古事記』の天 明らかに新しい。(14) 男女書き分け 「次」字を出

りでは、 みた)「妹」・(姉からみた)「弟」で、 系譜の冒頭部のキョウダイ記載箇所のキョウダイ順序列語は、 宮聖徳法王帝説』第一部系譜~ |娶生児||の定型語で父母の婚姻+所生子を記す箇所に、 これらの中でもっとも古様を示すと思われる「上宮記逸文所引一云 つまり、 (の一部素材資料)~『古事記』天皇系譜(の所生子記載部分) 系譜様式変遷のおおまかな流れは、 「次」字の有無および「王」「女王」の書き分けに注目する限 『平氏伝雑勘文』 男称・女称の区別が明確である。 「上宮記逸文所引一云」系 所引「上宮記」となる。 出生順序列語 (兄から 5

0)

略して、「上宮記逸文所引一云」系譜のキョウダイ記載箇所を例示する である。 「次」ではなく、キョウダイ順序列語 次のようになる 長い人名の一部を「若野毛二俣王」を「二俣王」というように 「妹」「弟」が使われているの

13

「桑田皇女」とあり、

女であることがしられる)

分けをしないため男女別不明だが、二重傍線で示した桑田王は、

記載から示すと、次のようになる(『古事記』

では

「王」「女王」

の書き 『書紀』

(二俣王が麻和加中比賣と娶いて生む)

妹·大中比弥王 **児・**太郎子(オホホド王、 継体の父

弟・田宮中比弥

弟・己等布斯郎女

(の四人也

で記載する。相次いで即位した欽明の四人の男女子についてみると、四 と所生子出生順を「娶生子」+ の前に冠して、前天皇からの続柄を示し、各段内部では天皇の婚姻関係 所生子の出生順を示す統一的用語として採用されている。各段冒頭記載 人の各段冒頭天皇名記載は次の通りである。 、天皇名は、 では 「次」語はいつ表れるのかというと、『古事記』の天皇系譜に、 「子」ないしキョウダイ順序列語である「弟) 「次」によって、キサキ毎の同母子単位 /妹」を人名

*太字と圏点は強調の意味で筆者が付した。以下同じ。

〔敏達〕 が春日老女子郎女と娶して生む)

御子·難波王

次・春 日王 次・桑田王

次・大俣王

事記 キョウダイ順序列語を用いる「上宮記逸文所引一云」系譜よりは、 ている。この点で、「次」字がなく、「娶生児」につづく出生順記載にも 譜では、親からみた出生順序列を「次」で示すという使い分けがなされ 名において直前の天皇との続柄を示す場合に使われ、各段内部の天皇系 このように『古事記』では、キョウダイ順序列語は、各段冒頭の天皇 の方が系譜様式としては新しい。

天皇系譜はともに、 男女を区分した上での配列である点が、『古事記』系譜と大きく異なる。 これは基本的に、『古事記』の系譜様式と共通するといえよう。ただし、 年一—一~二頁。 間郡春部里の上政戸国造族石足戸と中政戸国造族豊嶋戸、 賣―次真依賣」という形で、出生順序列語 大熊—次広国—次友乎」「戸主母国造族乎麻奈賣—児阿尼都賣—次牟依 列語を用い、 「足嶋賣弟阿屋賣」という形で男称・女称の区別のあるキョウダイ順序 御野国戸籍は、起点人物とのキョウダイ関係表記には、 七世紀末以前成立とみられる「上宮記逸文所引一云」系譜・『古事記 横並びの連続キョウダイ記載には、「戸主弟久留麻呂―次。 以下、 「娶生」語で父母双方を記す双系的系譜である。(8) 戸籍引用では『大日古』編年一の頁のみを記す)。 「次」を用いる 「戸主**弟**高嶋 以上、 『大日古』編

御子・渟中倉太玉敷命

(敏達)

(天国押波流岐広庭=欽明の)

方 各段内部の天皇系譜を、 敏達とキサキの一人との婚姻+所生子

妹· 豊御食炊屋比賣命 (推古

第・長谷部若雀天皇 弟・橘豊日命

(崇峻)

(用明)

関係を「父――子」でつなぐ父系系譜だが、「次」語を横並びの兄弟人 様相を示す。 を区別せず)記す方式が、もっとも新しい。 も古く、 同母子単位でキョウダイを(男女区別せず)出生順で記す方式がもっと 名の上にほぼ例外なく残す。古代の系譜様式のおおまかな変遷としては 「和気氏系図 九世紀半ば成立の原本が残る『和気氏系図』は、 (女子は記載せず) 男子のみを父からみた出生順で (同母異母 は後者で、 『日本書紀』は両者の中間にあり、 『古事記』天皇系譜は前者、 系線を用いて父子 転換初期の

序列語 では されている。どちらも男女混合の年齢順 の点で共通することは、 別しない出生順記載が本来の方式だった。中国の五世紀以前の戸籍がそ 継体以降の世襲王権形成、 の作成は六世紀半ば以降と思われ 雲夢睡虎地秦簡の引用戸籍には、 をたどることはできない。五世紀初の西涼戸籍断簡では、キョウダイ順 野国戸籍の「次」語については、現在のところ、中国の戸籍にその源流 - 上宮記逸文所引一云」系譜・『古事記』系譜に明白なように、男女を区 「次」は、親からみて「その次に生まれた子」という意味である。 『古事記』系譜と共通する。「娶生児」の定型語による双系的系譜 「男弟」「女妹」を冠して年齢順に記され、⁽³⁾ 極めて興味深い 氏組織の進展/拡大と連動する。その際、 親からみた「子」が年齢区分順に記載 [義江二〇〇〇 c、一九二~一九四頁]、 (出生順) 時代をはるかに遡る 記載であり、 、その点 御

明 用 ウダイ順序列語、親からみた所生子の順序には出生順序列語「次」 国戸籍は、起点となる人物とのキョウダイ関係には「弟」「妹」のキョ 変化と連動しつつ生まれた戸籍用語といえるのではないか。しかし御野 録」にも「次」語はみられるので、 7確に区分して配列するという、 次節で述べるように、 いる点で『古事記』 系譜様式との共通性を示しつつ、他方で、 庚寅年籍を受けて作成された「嶋評戸口変動記 異なる原理を併せ持つ。 「次」は、 七世紀後半に系譜様式の 男女を 語を

的

底において古い系譜様式との強い親近性を持つことに、留意しておきた を区分せずつづけて記載する。御野国戸籍書式の影響とともに、その根 キョウダイの続柄を親からみた出生順序列語 字を用い、「孫物部君午足次縣刀自次乙(若) 縣刀自」に明らかなように、 金井沢碑文は、「又児加那刀自」にみられるように女子に対して「児」 「次」で示す一方で、男女

ある ……」の「又」字がそれ以前の「六口」と区別する意味を持つことは既 体的に検討する。 は、 に指摘があり〔関口二〇〇四、七六五~七六六頁〕、とすれば、「加那刀自 わって、「又児」の「又」字に注目する。 東野氏はまた、 むしろ他田君目頬刀自には直接つながらない可能性もある」からで 〔東野二〇〇四、 他田君目頬刀自と加那刀自の血縁関係の理解にかか 二四四頁〕。この点も重要な指摘であり、 碑文後段の「又知識所結人

3 東山道型戸籍と庚寅年籍―地域の ^系譜語り、ヘー

陸奥国 奥国籍帳類でも同年以降のものは西海道・下総型と共通することから、 籍帳類および金井沢碑碑文に「御野型」の特色がみられるのに対し、(※) の事例として位置づけた。養老五年(七二一)以前とみられる陸奥国 山道型」とみるべきことを提唱し、 東山道型」としたのである 平川南氏は、御野国戸籍の書式=「御野型」を東山道諸国に共通する「 ・御野国・上野国で養老五年籍式までに作成された戸籍の書式を 行論の中で金井沢碑の碑文を上野 陸

降の変動を記す同 宰府市国分松本遺跡出土の の主眼とすることと密接に関わり、起点は軍団制の整備された庚寅年 (六九○) にもとめられる 〔平川二○一四a〕。さらに、二○一二年太 東山道型」の大きな特色は男女別配列で、 . 木簡に御野・東山道型と下総・西海道型の両要素がみ 「嶋評戸口変動記録木簡」により、 それは兵士徴発を造籍目

戸籍書式変遷見通しを示した〔平川二〇一四b〕。 西海道は新しい西海道型を採用し、 られることから、、東寅年籍では全国一斉に東山道型→大宝二年籍 道型→養老五年籍以降は全国的に下総・西海道型に移行ん 東山道はひきつづき軍事密着の東山 との、 道別の では

籍の記載を反映」といってよいものだろうか Ш 年の作成で、 そらく、 現行書式ではない。しかし平川氏は、 移行した養老五年籍から、すでに五年を経過している。すなわち御野型 きさもかなりの蓋然性をもって想定できよう。 にわたり通用した戸籍書式であったことになり、 東山道型は、東山道の一国たる上野国においても、碑文作成時点での とみて、 郷里制下のものである。平川氏のいう、 川説によれば、 この時点をかなりさかのぼった戸籍の記載を反映しているも a 御野型戸籍の上野国における存在をしめす傍証とした 冒頭の 二四頁]。 御野型=東山道型は、東国の広い地域で約三〇年間 「上野国羣馬郡下賛郷高田里」の表記が示すよう だが、 碑文にうかがえる戸籍書式の影響は、 「代々の系譜を物語る記載は、 全国的に下総・西海道型に 碑文は神亀三年(七二六) 碑文書式への影響の大 긁 罕 お

平川 注記を想起させるとした。 は、 すること、 継承原則により戸主と同姓であることが自明なので)氏姓の記載を省略 える単位である。 と共通することに着目し、 摘されているのは、 使い分け、 このうち「口」は、 すでに東野氏の指摘がある続柄の 総・西海道型と異なる御野・東山道型戸籍の主な特色として従来指 氏は、碑文後段 である。 「次」による継起的続柄記述、 また碑文の構成からいうと、 男女別の戸口配列、 「鍛師礒部君身麻呂」の 一方で、 御野型戸籍に限らず、 これより早く高取正男氏も、 「児=娘」とみている〔高取 碑文と御野国戸籍の書式上の共通性として 次 男女子に対する「子」「児」字 籍帳類に共通する人員を数 戸主の男系親族には 人員単位の 「鍛師」 系譜的記述ではなくA Į, 一九八二、 児 同戸籍の 「口」に加えて、 字が戸籍 九三頁]。 (父姓 鍛

> うことになる。 児 各グループの人数総計部に使われている。 東 字の使用、 山道型戸籍書式との共通性として考えるべきは、 およびキョウダイ記載箇所にみられる「次」字、 系譜的記述に関わって御 女子に対する 野

型

В

しての 様式として定着したもの、 時代の系譜様式の影響を受けて、 の男女を書き分けた 子をさす「子」の用例は存在しない(物部君午足は「孫」)のであるから、 古系譜では、 兄多米王……娶聖王母穴太部間人王生児佐富女王」に明らかなように、 「又児加那刀自」の表記例をもってただちに、 上宮記逸文所引 以上、 しかし前節で明らかにした通り、 「黒賣刀自……娶生児長利僧」、 「次」は、 金井沢碑文の系譜的記述は、 男女区別せず「コ」を意味する続柄語である。 そもそも系譜様式との親近性を根底にもつ。 一云」系譜の 「児」

(女子)の用例とみなすことはできない とみておく。 「二俣王……娶生児太郎子」、 当地域における豪族層の 『上宮聖徳法王帝説』 親からみた所生子の出生順序列語 庚寅年籍以降の戸籍書式および 御野国戸籍の書式と同 一系譜の 碑文には男 /系譜語 「山上碑 「児」も、 「聖王庶

0)

のである て接尾辞メを付した として述べたように、 軍事優先という造籍目的と密接不可分だった。ところが碑文の人名記載 メ 御野 男女別にはなっていない。さらに「はじめに」で考察の前提の一つ がない。 ・東山道型戸籍書式の第一の特色は男女別の配列にあり、 たんに「(古い時代の) 「**賣」 御野国戸籍も含めて現存戸籍の女性名は、 に統一されているが、 戸籍の記載の反映」とはいえない 碑文の女性名には ほぼ全

明 載された人名相互の関係を読み解いていきたい らかにした。これら先行所説の成果をふまえ、 ・系譜様式・願文書式の三者の複合として碑文を位置づけ、 次節でみるように勝浦令子氏は、 写経奥書等の願文書式との共通性を 本稿では以下、 そこに記 戸籍書

❷碑文構成における「現在侍家刀自」の位置

(1)願主主体としての「三家子□」と本貫地表記

以来の碑文判読史料を検討すると「子孫」という読みには確たる根拠の を ~三八八頁]。 は願主主体を示す個人名と結論づけたのである〔勝浦二〇〇〇、 題跋や造像記などの請願文では「願主主体」―「供養対象」(七世父母 ないこと、「子」を冠する古代の男性人名はめずらしくないこと、写経 、現在父母/六親眷属など)という構成であること等から、「三家子□」 「みやけ・しそん」と読んでA願主グループの総称とみてきた先行諸 章1節でも述べたように勝浦氏は、 本稿でもこの読みに従って論をすすめていきたい 「子□」という個人名とする新たな読みを示した。 現時点では、 勝浦説の判読がもっとも蓋然性が高いと思 碑文二行目冒頭の「三家子□」 江 三八〇

年五月、 注釈—五頁)・②「勝宝四年辰左京八条一坊民伊美吉若麻呂、(38) ものの、本貫地―願主人名―供養対象を示す点で共通するとした 記 七世父母及一切衆生……教化僧宝林」(金剛場陀羅尼経、寧楽—六一〇頁、 題跋/造像記例として、 する国郡里、すなわち本貫地表記である。勝浦氏はこれに類似する写経 1000、三八六頁] 碑文冒頭の「上野国羣馬郡下賛郷高田里」は、願主「三家子□」 寧楽—九六五頁) 右二人、為父母願」 出雲国若倭部臣徳太理、。。。 をあげ、 ①「歳次丙戌年五月、川内国志貴評内知識、為 (観頂梵天神策経、 金井沢碑は年紀が末尾にくる点が異なる 為父母作奉菩薩」 寧楽——六二二頁)・③「壬辰 (金銅観音菩薩造像 財首三気 〔勝浦 の属

一坊」だが、願文類で本貫地を正確に記すことは、実はそれほど普通でこの中で、碑文の本貫地記載ともっとも類似するのは②の「左京八条

地論、 坊」「左京八条二坊」の二例のみである。 を京条坊/国(監)郡郷で正確に記すのは、 位上勲十二等片県連僧麻呂」 本貫地記載がなく願主の官職/位を記すことも、 泉監大鳥郡日下部郷天平二年歳次康午九月書写奉……大檀越優婆塞練信。。。。。。。。 であることを示す意味での所属表記であり、 (報恩経巻七、寧楽―六二二頁) -八二頁)・⑥ 「長門国司日置山守・家刀自三首那、 、従七位下大領勲十二等日下部首名麻呂総知識七百九人……」 寧楽——六一二頁、 ① の 「川内国志貴評」は同評 注釈—四六四頁)も、それに類する。他方で、(30) (法華経玄賛巻三、寧楽—六一二頁、 のように、 「内」の多数 めずらしくはない。 ②④の他には「右京七条」 ④「書写石津連大足/ (5) 書写石津連大足/和巛「知識」による写経 為父母敬写奉如件 「弾正台少疏従八 (瑜伽師 本貫地 注釈

「上野国羣馬郡下賛郷高田里」の本貫地表記はまさにそれにかなってい ŋ 郡山部郷) 識グループ)も、 表記である〔松田猛一九九九、三頁〕。「佐野三家定賜健守命」の子孫によ 郡山等」の六郷を割いて、 胡郡は、上野国の「甘良郡織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡武美、 る。 佐野三家」一族の勢力範囲であり、 建立された「山上碑」 金井沢碑の記す年紀「神亀三年」(七二六)は郷里制施行期間であり、(3) 「山」郷は本来「山部」郷で、桓武天皇の諱「山部」を避けた結果の 現在同碑の所在する高崎市山名町金井沢は、 金井沢碑の「誓願」グループ(A願主グループ+B に属し、 同じ一族であろう。 碑は元来から現在地の近くにあったとみられる。 の所在地も、 和銅四年 先行研究がほぼ一致して認めるよ 同じく山部郷に属する。 (七一一)に建郡された。片岡郡(34) 古代の多胡郡 (狭義の) 山部郷は 多 知

みる説が、尾崎喜左雄氏以来、有力である〔尾崎一九八〇、八八~九一ヌ」と訓んで、「佐野三家」一族の勢力範囲は群馬郡にも及んでいたと貫地は、「羣馬郡下賛郷」である。これについては、「下賛」を「シモサところが他方で、多胡郡建郡後に建立された金井沢碑文冒頭の願主本

頁35 ろう 年当時においては、 **賛郷を本拠とする」一族が建立に関わった、という限定的見方が必要だ** とは離れている。郡域を超えて広がる「ミヤケ」一族の中の 〔松田猛二〇〇九、一二二頁〕。 それを必ずしも否定するものではないが、 多胡郡 (旧片岡郡) 山部郷であり、 碑の建立場所は神 「羣馬郡下賛郷 (群馬郡) 亀三

郷こそが、「ミヤケ」 要があったのではないか 本貫地「上野国羣馬郡下賛郷高田里」を、 立された。だからこそ、 馬郡下賛郷を本貫地とする「三家子□」 地も山部郷であることからすれば、 **「佐野三家定賜健守命」を始祖とする系譜を掲げる** 一族発祥の本拠地とみるべきだろう。 (願文類の記載に一般的とはいえない)正 両碑の建つ多胡郡 が願主となって、 碑文冒頭に刻んで明示する必 「山上(36) 中36 (旧片岡郡) 金井沢碑は建 そこに、 0) 建立 確なな 山部 群

す、 下の この点からいってもやや異質なのである。 は庚寅年籍以来の 貫地に関わる記載は最新の養老五年籍に準拠し、 分には、 研究が指摘し、 、わゆる西海道・下総型への書式統一がされた。 い所説にしたがうならば、養老五年籍では 戸 ということになる。 直近の戸籍である養老五年籍ということになる。 、籍に准拠して正確な本貫地記載をしたとすれば、 より古い大宝二年の御野国戸籍の影響が認められる。 本稿でも確認してきたように、 (同地域に浸透/定着していた) 本願地記載+「三家子□」 (東山道も含めて) 三行目以降の人名記載部 碑文は、 以降の人名列記部分に 古い書式の影響を残 (願主名) ところが、 その戸籍は郷里制 冒頭の願主本 の部分は、 全国: 平川 先行諸 一的に 南氏

るべきなのではないだろうか 姓を名乗る男性戸主という意味での) 「三家子□」 碑文の全体構成の中の位置づけ、 は願主の個人名だが、 、それは 公的な願主主体にとどまるものと /役割においては限定的にとらえ (戸籍に記載された、 三家

「七世父母現在父母」と「現在侍家刀自

2

盆経、 世父母」への供養を明記する。 七月一五日という日付と「設斎」しか確認できないが、 七月十五日設斎」とあり、 があり、 摘があるように、(37) (六五九) 七月庚寅 (一五日) 供養対象として記される「七世父母現在父母」 推古十四年 使報七世父母」とあって、 古代の金石文に広くみられる慣用句である。 (六○六)四月壬辰是日条に 『盂蘭盆経』にみえ、中国六朝の造像銘にも多くの これが盂蘭盆会の始まりとされる。 条には「詔群臣、 京内諸寺における盂蘭盆経の講説、 「自是年初毎寺、 於京内諸寺、 は、 狩谷掖斎以来の 倭では、 同 勧講盂蘭 斉明五年 そこでは 四月八日 『日本書

紀

いては、 点に絞られよう れる願主「三家子□」 然性が高い。 在侍家刀自他田君目頬刀自」で一名とみる勝浦氏の解釈が、 点では、「三家子□」は個人名で、 い」としている(東野説では、家刀自と目頬刀自は別人とみる)。 在侍家刀自」と「他田君目頬刀自」は「現在父母の子である可能性が高 みなすことはできず、現存する父母と解すべきとする。その上で、 此 て必ずしも現存を前提としないとする説〔勝浦〕に分かれる。 「甲寅年」 「功徳現身安穏」とあることから、 「七世父母」は漠然とした祖先の集合をさす句だが、 実際に現存する父母とみる説〔東野〕と、一連の慣用句であっ (推古二年、 したがって考察の焦点は、 五九四) の現存する父母とみる余地があるか否か、 の光背銘に(38) 「六口」という総計人数からいって「現 「現在父母」をまったくの慣用句と 「現在父母」 「奉為現在父母…… を、 「現在父母」 その前に記さ もっとも蓋 東野氏は、 ·願父母 という につ 現時 「現

での講説/斎会を通じて、 推古朝からか否かは議論の余地があろうが(%) 京内諸寺、さらには全国に建立された諸寺 盂蘭盆経の教説が、 少なくとも斉明五年以降 七世紀後半~八世紀初の (その多くは豪族の氏寺

における「七世父母現在父母」の意味するところを確認したい 地域社会に徐々に浸透していったと推定できる。そこで次に、 盂蘭盆経

(目連の母) 年……乃至七世父母離餓鬼苦」、7= 世父母」、5=「為所生現在父母過去七世父母」、6=「現在父母寿命百 母現在者福楽百年、若已亡七世父母生天」、4=「救度現在父母乃至七 2 死亡とも生存ともいえない。死亡した特定の者をさす語としては、「亡母 くは慣用句であり、漠然とした祖先のうちに「現在父母」も含むので、 に関わる表現がみられる。1=「当為七世父母及現在父母厄難中者」、 仏説盂蘭盆経には次のように八箇所にわたって、「七世父母現在父母 「慈憶所生父母乃至七世父母……以報父母長養慈愛之恩」である。多 「現在父母七世父母六親眷属、 の語が使われる 得出三途之苦」、3=「若復有人父 「常憶父母供養乃至七世父母」、 8

は、

含む余地は充分にあろう。 そそいでくれた者である。盂蘭盆経の教説をベースに考えると、碑文の(タヒ) 生んでくれた父母)であり、8にいうように「長養慈愛之恩」を自分に とは「過去七世父母」とは区別される「所生現在父母」(直接に自分を 寿を願われる存在なのである。そして、5にいうように、「現在父母 鬼苦」の対比も同意である。つまり「現在父母」とは、生きていて、長 いる父母をさす。6の「現在父母は、 母生天」が対置されており、ここの「現在父母」は明らかに現在生きて 現在父母」にも、 しかし、3は「父母が現在すれば、 *現在生きている父母*(の少なくともどちらか)を 寿命百年」と「七世父母は、 福楽百年」と「已亡ならば七世父

刀自 自身の父母、を供養対象に含意し、その中でも「現在侍」、母、である「家 るべきである。「現在父母」の慣用句によって、現在生きている/自分 碑文の構成からみると、「七世父母現在父母」につづく「現在侍家刀 は、 を、 「現在」の語の繰り返しによって、同じ対象をさしているとみ (「三家子□」からみた) 供養対象であるとともに供養参加グ

> 目頬刀自」に他ならない ループの筆頭でもあることを指し示す句、それが「現在侍家刀自他田

である 刀自他田君目頬刀自」は、「三家子□」が「侍」として仕える(近親の) ており、「三家子□」は主格として、構文上、最後まで一貫している。「家 次節で述べるように、「又児」「孫」も「三家子□」の児・孫を指し示し ……」と続くのであるから、 子□」(願主)が、「七世父母現在父母」(供養対象)のために、 同条「古記」により、大宝令でもほぼ同規定であったことが確認できる。 近親の「丁」(課役負担年齢の男性)の中から、 給侍一人」とあり、 の構成としては、もう少し厳密に考えてみる必要がある。 自でいらっしゃる」といった意味に漠然と解されてきた。しかし、(铅) 老女だったのである。 人給される規定である (九十歳には二人、百歳には五人)。 『令集解 碑文の構成としては、冒頭に本貫地記載を伴って明記された「三家 従来、「現在侍」は、「現在(生きて)いらっしゃる」あるいは 「世話をしたり、 〔小学館『日本国語大辞典』〕。戸令11給侍条には、「年八十及篤疾 八十~八十九歳の老人と重篤の障害者には、 指示を受けて動いたりするためにつき従う」こと 「侍」の主語は「三家子□」とみるべきである。 世話係として「侍」が 動詞の 「現在侍 子孫/ 侍 碑文

しておくのが妥当だろう。 ては、七十歳~八十歳 して給する規定である。 国家に対する課役負担者である近親男性の課役を免除して、 イデオロギー重視の観点から、 るが、戸籍記載の直接の反映/抜書ではない。戸令は、尊長養老の家族 ここまでに確認してきたように、碑文は戸籍書式の影響を受けては (以上)程度を実際上の「侍」の対象として想定 地域社会における一般的な尊長養老の慣行とし 対象を八十歳以上に限定して、 侍」丁と 本来なら

ずなぜ、 このように読み解くことによって、 「妻他田君目頬刀自」と記載されないのかという疑問に、 戸籍書式との密接性にもかかわら 一 つ

されなかったのかについては、三章1節で地域社会における「刀自」名 の意味を考える際に、あらためて述べたい。 ではあるが、 の解答を得ることができよう。 *妻、ではなかったのである。 目頬刀自は「三家子□」からみた「家刀自 それならばなぜ ″母″ と記

61

三首那、 順序が異なるのである。 在侍家刀自」以下がつづく。 家子□」の次に供養対象「為七世父母現在父母」がきて、そのあとに「現 為慈父母」と記されている。ところが金井沢碑文の構成では、願主名「三 それにあたる。いずれも、願主夫妻名の次に供養対象が「為父母」/「奉 史生正六位上八戸石嶋・春日戸刀自売、 構成をみると、 (七八五)、 写経識語から夫妻による(と推定される)八世紀の祖先供養願文の 財首三気女、 為父母敬写奉如件」 瑜伽師地論卷六〇、『平安遺文』 1節であげた②「勝宝四年辰左京八条一坊民伊美吉若麻 右二人、 為父母願」、 明らかにこうした夫妻祈願例とは、 (天平勝宝四年 6 奉為慈父母仕奉願」(延暦四年 「長門国司日置山守・家刀自 題跋編)を加えた三例が (七五二) に、 7) 「大宰府 記載の

0) 持たれる 名が夫と並んで 婦連名願主による祖先供養願文が複数例ある一方で、 田君目頬刀自」 の所生子の男女が含まれるという、 夫妻とその娘加那刀自による家族、そしてこれに加那刀自が生んだ異姓 めて六口と数えた」、「願主グループは「三家子□」と他田君目頬刀自の 主筆頭の「三家子□」は「自分を含めて全員を願主グループとしてまと これについて「家刀自」を「三家子□」 **|構成になる」とする〔勝浦二〇〇〇、** が (供養対象の前に) 「三家子□_ の妻だとするならば、 記されないことには、 全体として血縁関係で結ばれた家族 三九五~四〇二頁]。 0) 妻 とみる勝浦氏は、 同時代において夫 金井沢碑ではその やはり不審が しかし、 他 願

それは、 二人が夫妻なら、 「目頬刀自 なぜ夫妻連名祈願の形をとらなかったのだろうか。 が 妻〃 ではない可能性を示唆しよう。 また、 金

> ということも考える必要がある。これについては三章3節で取り上げた における 井沢碑における供養対象「七世父母現在父母」 「父母」とは異質な範疇を含意するものだったのではない が、 他の夫妻連名祈願例 か

説への疑問を提示した。 在父母」のうちに生存している 以上、 !条を参照することにより、 「侍」する(近親) 本節では、 「盂蘭盆経」の教説の分析から、 老女! 碑文構成上、 [′]母、とする読みの可能性を示し、 「母」が含まれ得ること、 「目頬刀自」を 供養対象である「現 および戸令給 「三家子□ 妻

が

侍

(3)「又児」と「孫」をどうみるか

段の きたい。 接にはつながらないことを、戸籍書式の影響という面からも確認してお 行っている〔東野二〇〇四、 むしろ他田君目頬刀自に直接はつながらない可能性もある」との指摘を 通性に着目して、 である。「又」については、一章2節で述べたように東野氏が、(4) 「又児加那刀自」の「児」は、 「又知識所結人……」がそれ以前と区別する意味をもつこととの共 「母子関係ならば、 二四四頁]。 御野国戸籍では女子に付される続柄語 単に 以下、 「児」でよい」「加 加那刀自が目頬刀自と直 那刀自は、 碑文後

なく 弥方 **児**生部意志賣 を例にとると、 姉妹を書き上げていく。 人名の下の年齢・年齢区分記載は略)となる。したがって、「又」字が 御野国戸籍では、男女を分けて配列し、それぞれの中で親子・兄弟 次赤麻呂……」、 「目頬刀自児加那刀自」だと、 **次**伴 足 **次**。 小 足 戸主妻秦人稲依賣 前半男性歴名部は 後半の女性歴名部は「戸主母秦人久波賣 戸主同党秦人所波 加毛郡半布里の中政戸秦人安麻呂戸 「下々戸主安麻呂 児古賣 右掲戸の **嫡子**椋手 次津賣 次黒太賣……」(各 「古賣——児生部意志賣」 嫡子久毛方 次 高 嶋 児古賣 (八八頁 **次**。 阿

児姉賣 次黒賣……」とある。 児姉賣 次黒賣……」とある。 別が「三家子□」の「児」であることを示したのだろう。ちない、「又」字で「目頬刀自」にはつながらないこと、つまり冒頭部にあれた戸主「三家子□」の「児」であることを示したのだろう。ちないのに、「又」字で「目頬刀自」にはつながらないこと、つまり冒頭部にが高い、(「目頬刀自」が「三家子□」の妻であるにせよりとある。

るならば、戸籍書式としては、「児(子)物部君午足」で良い。らみた「孫」を意味する。もし直前に記載された「加那刀自」の子であるから、それにつづく午足に冠せられた「孫」も、「三家子□」かであるから、それにつづく午足に冠せられた「孫」も、「三家子□」かのるのがおおかたの理解だが、必ずしもそうはいえない。「又」で区切った「加那刀自」の次に記載された「物部君午足」は、「加那刀自」の子と

午足等が「三家子□」の「孫」ではあるが、「加那刀自」の子ではないとすれば、加那刀自」は、午足のキョウダイとして同じく「物部君」の母はおそらく既に死亡したのだろう。母のいない「戸主孫」の例として、春部里上政戸六人部加利戸(一七頁)には、「戸主孫石作部咋」がいる。て、春部里上政戸六人部加利戸(一七頁)には、「戸主孫石作部咋」がいる。であることが自明なので、氏姓は記されない。

ことであり、その点はどちらでもかわりない。
は、「三家子□」の娘の子(女系)が「孫」として供養に参加していると記されたとも考えられる。よって一応、「午足」等は「加那刀自」のとであっても、「三家子□」を主格として「孫」成上は、「加那刀自」の子であっても、「三家子□」を主格として「孫」は、「近郎刀自」の子であっても、「三家子□」を主格として「孫」は、「近郎刀自」の子であって、碑文構

前節で、「現在父母」と「現在侍」の重なりから、「他田君目頬刀自」が「三家子□」が「侍」する近親老女≒、母*(子□の実の母の可能性は「三家子□」が「侍」する近親老女≒、母*(子□の実の母の可能性をすれば、「目頬刀自」が「目頬刀自」の児でなく、「三家子□」の児だとすれば、「目頬刀自」は「三家子□」の児でなく、「三家子□」の児だとすれば、「目頬刀自」は「三家子□」の児でなく、「三家子□」の児だとすれば、「目頬刀自」は「三家子□」の鬼ではないことになる。また、とすれば、「目頬刀自」は「三家子□」の鬼ではないことになる。また、とすれば、「明在父母」と「現在侍」の重なりから、「他田君目頬刀自」

との新たな読みを提示する。
→章の考察の結論として、「母」を含む母世代の老女≒、母、である、本章の考察の結論として、「現在侍家刀自他田君目頬刀自」は「三家

❸地域における「ミヤケ」一族

(1) 「刀自」名と「家刀自」の意味

小宮という実名に尊称としての「刀自」をプラスした名である。これら | 生祝本系帳)・「小宮刀自」(伊福部臣古志)は、黒賣・安理故・阿牟田・| 黒賣刀自」(山上碑)「安理故能刀自」(船氏王後墓誌)「阿牟田刀自」(丹| 駅刀自」と、全員が「**刀自」である。「はじめに」で述べたように、| 鉱井沢碑の女性たちは、「目頬刀自」「加那刀自」「馴刀自」「乙(若)

域

あり、 はなく、 をつけた「**賣」であるのに、碑文の四名にはそろって「メ」がない。 た名前であろう。一方で、戸籍の女性名表記はほぼすべてが接尾辞 はいずれも、 したがって、 社会で、 「刀自」 上毛野地域における豪族層の系譜語りの中での女性名の反映で いわば この四名の人名表記は、 地方豪族層の系譜的史料にみられる女性名表記である。 は実名にプラスされた尊称と判断できよう。 ″黒賣様 ″ ***安理故様、といったニュアンスで語られ** 直接に戸籍記載を反映したもので メ 地

るいは 3音節である。 真刀自賣・豊刀自賣・久米刀自賣などがある。 賣型女性名はない。里長の命名方針により、適宜つけられたのだろうか 刀自賣」 た名前が多かったことをもうかがわせる (義江二〇〇七 a、三七頁)。 してはいなかったことを示唆するとともに、 ない。これは、 限らず、 氏名不詳戸(三七頁)には、三名もの「刀自賣」がいる。刀自型人名に 部分のない「刀自賣」が4例ほど、 部 角田一九八○によって同時代の他史料にみえる刀自賣型名を概観する では彼女らは戸籍にはどう記載されたのだろうか。「目頬賣」 他 「**の刀自」 にも、 浄刀自賣・阿理刀自賣・家刀自賣・春刀自賣・継刀自賣・玉刀自賣 しかも同戸に複数の「刀自賣」のいる例もあり、本巣郡栗栖太里の 労は、 刀自賣・古刀自賣の他に、 その他は「麻刀自賣」2例、 「目頬刀自賣」だろうか。 は、半布里にのみ集中してみられ、 同一戸内に全く同姓同名の男女が複数いることは、 おおむね1~2音節であることがわかる。 「吹芡刀自」 一戸として書き上げられた人員が実際の生活共同体をな 金井沢 の**部分は、 神の (『万葉集』巻一―二二番)など、 「目頬刀自 花刀自賣・酒刀自賣・廣刀自賣・白刀自 すでにあげた黒売・安理故・阿牟田 御野国戸籍の刀自賣型女性名は、 「大刀自賣」「乎刀自賣」各1例であ 「小刀自賣」が9例、「古刀自賣」 たちは、 同里には他のタイプの刀自 戸籍作成時に便宜的につけ 女性名「*刀自賣」の 地域社会においては 一方、 おおむね2~ 尊称として めずらしく か、 *****の が あ

> 記載された、と推定しておきたい 称で呼ばれ、 「目頼ら の刀自 | 「加那の刀自」「駅の刀自」 戸籍には 「目頬賣」「加那賣」 $\mathbb{Z}_{\varepsilon}^{\mathfrak{b}}$ 「馴賣」「乙 若かか 駅の刀自」 (若) 馸賣」 という尊 ع

ヤケ」 頬刀自_ 程度であろうか。 姉妹の子であるにせよ、祖父である「三家子□」 が一五歳程度以上と仮定すると、彼らが加那刀自の子であるにせよその 自」「乙(若)駅刀自」姉妹が通婚年齢である一三歳程度以上、 代を考えることは困難だが、 しては七十歳~八十歳 齢女性であり、 だとすれば、彼らからみて「目頬刀自」は曾祖母世代になる。相当の の老女だと推定した。「物部君午足」等キョウダイが「三家子□」の 上で、私見として、「目頬刀自」 を一人の男性、「現在侍家刀自=他田君目頬刀自」を一人の女性とみた 刀自」の 、義江二〇〇七b、 →八○歳 前章では、 では、「刀自」の尊称でよばれた「目頬刀自」に冠された、 一族を現実の生活上のまとまりにおいて統率した女性、 」を別人とみて、 「家刀自」とは何だろうか。 (以上) という推定が導かれる。 戸令給侍条の規定を参照しつつ、 「ミヤケ」一族の女性最長老であると考えられよう 五五頁]。 子□の 以上 三家を姓とする男性族長とは別の、 今回、 「 刀 自 」 ″母』 世代の の老女か、と推定した。それ以上に実年 は「三家子□」の〝母〞を含む母世代 勝浦氏の所見に依拠して、「三家子□」 の尊称で呼ばれることから、 旧稿では「現在侍家刀自」と 「目頬刀自」はやはり、 地域の尊長養老の慣行と の年齢は五〇~五五歳 兄の「午足 広義の 「現在侍 と考えた 「馸刀 七〇

項には、 代タームとして「母世代の長老格女性」を意味するとみるべきだろう。(盤) ずるに、 「とじ」=老女/老母とは、 目頬刀自 ○世紀前半成立の辞書『和名類聚抄』巻二第十九老幼類の「刀自 俗人、老女を謂って舀となす。……和名度之」とする。 劉向列女傳を引いて、 が 「三家子□ 親族タームの 0) 「古語に老母を頁となす」とあり、 母《 0) 可能性もあるとの本稿の推定に 「母」そのものではなく、 和名の (貧)

たる最長老女性だった、と推定しておきたい。
ま井沢碑造立地の近辺にあり、「目頬刀自」はその家刀自(ヤケの刀自)金井沢碑造立地の近辺にあり、「目頬刀自」はその家刀自(ヤケ)は、山上碑・上毛野地域に勢力を広げた「ミヤケ」一族の拠点(ヤケ)は、山上碑・は、彼女の立場が「母」の語では表現し得ないものだったからではないは、彼女の立場が「母」の語では表現し得ないものだったの方にないがあるとして、にもかかわらず「母」と記されなかったの一定の蓋然性があるとして、にもかかわらず「母」と記されなかったの

(2) 系譜関係の復元にみる「ミヤケ」一族

は であり、彼女自身も地域社会の認識としては「ミヤケ」一族の女性の がら、と考えられる。当時の一般的な婚姻慣行の中で考えると、「目 たから、と考えられる。当時の一般的な婚姻慣行の中で考えると、「目 たから、と考えられる。当時の一般的な婚姻慣行の中で考えると、「目 たから、と考えられる。当時の一般的な婚姻慣行の中で考えると、「目 としての社会的位置を占め得たのは、その母が「ミヤケ」一族の女性 としての社会的位置を占め得たのは、その母が「ミヤケ」一族の女性長

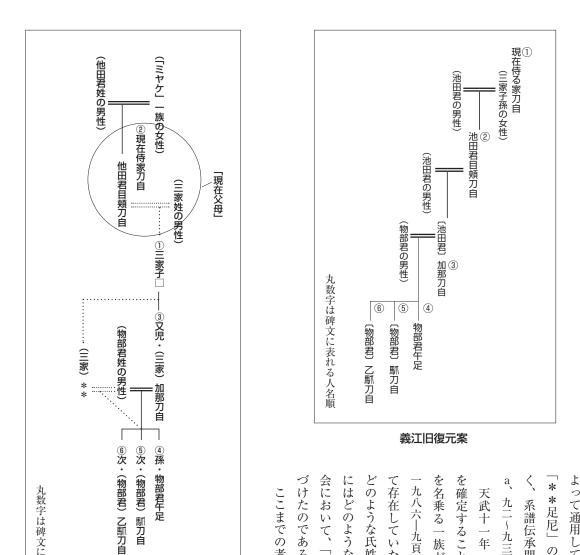
はないことが了解されよう。 はないことが了解されよう。 はないことが了解されよう。 はないことができる。戸主母が七二歳・七二歳・八二歳の3例、戸主お 八○歳の「現在」(生存する)「母」と想定することは、決して不自然で よび戸主兄弟の妻の母が七三歳・八六歳・八一歳の3例、戸主お よび戸主兄弟の妻の母が七三歳・八六歳・八一歳の3例、戸主お 八○歳の「現在」(生存する)「母」と想定することは、決して不自然で 大○歳の 「記) 大○歳の 「記) 大○歳の 「記) 大○歳の 「記) 大○歳の 「記) 大一歳の3例、戸主お 八○歳の3例、戸主お 八○歳の4 「記) 大○歳・七三歳・八二歳の4 「記)

江二〇一七a、六八頁〕。郡司階層の豪族についてみると、上野国佐位郡する前日に、王位継承に新たな方向づけをする重要な遺詔を残した〔義した推古は、王族最長老女性として、最後まで統治者でありつづけ、没王権レベルでいえば、足かけ三七年の長期の治世ののちに七五歳で没

その地位を高め改姓をなしとげた。飯高の例を参照すると、上野国 三月に上野佐位朝臣を賜り、 れを讃える名前であったと考えておきたい。 刀自」の名を賜った可能性が高い。一族を代表する長老女性として、 五月に典侍従三位で亡くなった。彼女の働きによって、 に従三位、 たらしい。 の場合は、 て勤め上げた長年の功労による任命であろう。伊勢国飯高郡の飯高諸高 膳司の掌膳であったから、年齢は不明なものの、 出身の采女「老刀自」がいる。 「老刀自」も、永年勤務ののち上野佐位朝臣への改姓にともなって、 元正朝から光仁朝までの歴代天皇に仕え、宝亀七年(七七六) 飯高君笠目から飯高宿祢諸高に、改姓とともに名前も変わっ 同八年正月に八〇歳になった賀として絁等を勅賜され、 翌年六月には上野国造に任じられた。時に 本姓は檜前君で、 神護景雲元年(七六七) 後宮十二司の女官とし 郷里の一族は、 同年

古代社会において七○歳を越す高齢女性であることは、経験を積んだっ族最長老として尊崇の対象となることを意味したのである。こうして一族最長老として尊崇の対象となることを意味したのである。こうして一族最 長老として尊崇の対象となることを意味したのである。こうして一族最 長老として尊崇の対象となることを意味したのである。こうして一族最 長老として尊崇の対象となることを意味したのである。こうして一族最 長老として尊崇の対象となることを意味したのである。こうして一族最 長老として尊崇の対象となることを意味したのである。こうして一族最 長老として (現 大社会において七〇歳を越す高齢女性であることは、経験を積んだとすれば、むしろそれにふさわしい年齢ともいえよう。

賣刀自_ 記載がない。 その母は六○歳程度ということになろうか。同じ一族に関わると推定さ によれば、 彼女が「三家姓」だったか否かは不明だからである。 ている「辛己年」(辛巳=天武十年、六八一)の 「目頬刀自」の母については、 は 「目頬刀自」は庚寅年籍(六九○年)当時では、 「佐野三家定賜・健守命」の子孫としてだけ示され、 黒賣の死去は碑文に刻まれた「辛己年」(六八一) 「ミヤケ」一族の女性としかいえない。 「山上碑」では、 前記の年齢推定 四〇歳程度、 よりは 氏姓



「**足尼」の「臣」「足尼」も「刀自」と同様に、公的カバネではな としても、 よって通用していたのである。「山上碑」の他の人名に付された「**臣 前と思われるが、 九二~九三頁〕。 系譜伝承関係史料に通例としてみられる尊称である〔義江二〇〇〇 地域社会においては氏姓を付さない「黒賣の刀自」の尊称に 庚午年籍(六七○)に何らかの氏姓を付して記された

づけたのである。 会において、「目頬刀自」の母は「ミヤケ」一族の女性として存在しつ にはどのような氏姓を名乗ることになったにせよ、七世紀後半の地域社 どのような氏姓を付与され戸籍に登載されたかはわからない。ただ公的 を名乗る一族が外延部の明確な父系氏族として再編されていく〔義江 を確定することが命じられ、(53) て存在していた一人一人の男女が、この新たな氏族編成の動きの中で、 一九八六―九頁〕。地域社会で双系的親族原理のもと「ミヤケ」一族とし 天武十一年(六八二)十二月の詔で、 これ以降、 父姓継承の原則のもと、 氏毎に氏上を定め氏人の範囲 同姓

ここまでの考察のまとめとして、願主グループ六口についての新復

義江新復元案 (……は推定)

丸数字は碑文に表れる人名順

∜を、旧復元案〔義江二○○七b、五五頁〕と対置して提示する

手がかりがない。供養対象を示す慣用句「現在父母」のうちの「父」は、 くなっているとみて良いだろう。 息子にあたる「三家子□」が戸主の位置にあることからみて、すでに亡 の姉妹の子の可能性も含む、としたことである。系譜関係に復元された らに「物部君午足」等キョウダイは「加那刀自」の子とみておくが、 の女性名とし、かつ「三家子□」の『母』世代の位置に据えたこと、 を男性名として系譜に加え、「現在侍家刀自・他田君目頬刀自」を一人 「六口」が、いかなる同籍 旧復元案との違いは、 [池田君] **/同居関係にあったかは、** を 〔他田君〕 に訂正し、「三家子□」 碑文からは判断の そ <u>ځ</u>

どのように作用したか、という分析視点が必要とされるのである。 現実の一族意識とのズレに注目し、そこに外来/新来の仏教的祖先観がられる(七世紀後半以降の)新たな父系氏族の枠組みと、地域におけるられる(七世紀後半以降の)新たな父系氏族の枠組みと、地域における慣用句が、「ミヤケ」一族という地域に根ざした旧来の一族意識と重な慣れば、「七世父母現在父母」という新たに浸透しはじめた仏教的とすれば、「七世父母現在父母」という新たに浸透しはじめた仏教的

(3)「天地誓願」にみる祖先観と系譜意識

碑文は、「又知識所結人」(狭義の「知識」グループ=B)の「三口」碑文は、「又知識所結人」(狭義の「知識 が記されておわる。Bについたは、本節の最後でふれることにして、まず「天地誓願仕奉石文」の文言、

二一八頁 併記する点」 尾に「天地誓願」 の語を日本古代の用例の直接的先蹤として注目した上で、 及七世父母」の文言が見られる。増尾氏は、これらの造像銘の「七世父母 石像銘までの、五~七世紀の四例において、「七世父母」/「国王大臣 尊石仏像銘から「己丑年」(新羅神文王九年、 よると、「大和十三年歳己巳」(高句麗長寿王七七年、 朝鮮の造像銘にみえる「七世父母」 が、 として「天神地祇あるいは天地諸神に対する誓願をも 朝鮮のものとは異なるとする の用例を検討した増尾伸一郎氏に 六八九年か) 〔増尾一九九九、二〇九 四八九年か)の三 金井沢碑は末 の阿弥陀仏

後の に対して、 に含まれる 井沢碑の の観念は、 語」のみならず、具体的な石像造立祈願と関わる「七世父母」「現在父母 を併せて祈願している点が注目される。 身安穏……速生浄土」とあり、 は、「弟子王延孫奉為現在父母敬造金銅釈迦仏像一躯願父母乗此功徳現。。。。。 の一つ「庚寅年」(推古二年、 朝鮮の地に残る石像銘ではないが、 「速生浄土」 「目頬刀自」も、 倭社会にも相当古くから伝わっていたと、推定できよう。 生きている時の「現身安穏」と亡くなった後の 母〃 として、 を願われたのではないだろうか こうした社会的共通観念のもと、 五九四年か)の(金銅釈迦像) 「現在父母」の句とともに、その 朝鮮製かとされる法隆寺献納宝物 「盂蘭盆経」の教説や「写経識 「速生浄土」 「光背」に 「父母

初期 とは、 では、 巻五の山上憶良「沈痾自哀文」など)に近いものとし、「誓願」 金井沢碑は「在地社会の祖先信仰を下地としながら仏教が定着していく な自然神の集約的表現として広く用いられた」「天地の神」(『万葉集 三年 「天地誓願 「誓願」をはじめとして、「多分に仏教的な性格の語」とする。そして、 の様相」を示す、 具体的にどのようなものだったのだろうか。 仏教が浸透していく過程で地域社会に現実に存在した「祖先信仰 (六〇五)の飛鳥寺丈六仏造立発願記事にみえる天皇~諸臣の共 0) 「天地」 と結論づけた について増尾氏は、 〔増尾一九九九、二一八~二二一頁〕。 『万葉集』 で「さまざま は推古

ず想起されるべきは、 この問題を金井沢碑の「ミヤケ」一族に即して考えようとした時、 「山上碑」に記された祖先観だろう ま

〔山上碑〕

辛己〔=巳〕年集月三日

佐野三家定賜健守命孫黒売刀自此

新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児

長利僧母為記定文也 放光寺僧

江

係

(釈文

辛巳年集月三日記す

多々弥足尼の孫、 佐野三家と定め賜へる健守命の孫、 定める文也。放光寺の僧 大児臣に娶いて生む児、 黒売刀自、 長利の僧、 此 新川臣の児、 母の為に記し 斯

にふさわしい尊称 にのっとって、ミヤケ管掌者としての奉事根源を示す文言と始祖的 大児臣」 ここに記された僧長利の母方 「新川臣児斯多々弥足尼」の、 が、「娶いて生む児」 /原始カバネを持つ母方「佐野三家定健守命」と、 が自分=長利である、と語る構造になっ ・父方の系譜は、 それぞれの子孫である「黒売刀自」と 古代系譜の定型的 表現 父

> ている。 認識されたのは何かといえば、双系的系譜語りの形をとって表現された、 0) 母 母 であろう長利にとって、 はないか 方・父方それぞれの始祖と自分をつなぐ氏族意識こそが、それだった 「黒売刀自」と父「大児臣」である。では 放光寺の僧として地域社会における仏教理解の先端に位置した 「盂蘭盆経」にいう「現在父母」にあたるのは、 「七世父母」に該当すると

成されるのは、 する氏に潜在的成員権を有し 双系的に遡る二~三世代の祖 は七世紀の天寿国繍帳銘系譜)の、二種類からなる。支配層の男女は、 て重要な祖)を「娶いて生むコ」の定型句でつなぐ双系的系譜 自己から遡って二~三世代の父方・母方双方の祖(のうちの自分にとっ たどる族長の地位継承次第 私見によれば、 1000 f、二二六頁]。 /生活環境に応じて一つの氏への帰属を選ぶ 外延部 古代 (成員の範囲) (七世紀末以前) (典型例は五世紀の稲荷山鉄剣銘系譜) (父母・祖父母・曾祖父母) がそれぞれ属 (両属性)、適宜、 の曖昧な可塑的氏族構造である の系譜は、 その時の現実の権力関 (選択出自)。 始祖 から奉事根源で そこに形 (典型例 ٤

掌者として定められた)という奉事根源 て生む児、 からこそ、 方を通じて選び取った、 来 僧長利にとっては、その中でも冒頭に「佐野三家定賜」(佐野三家の管 また地域社会における尊称「命」「足尼」「臣」「刀自」で記されている。 山上碑」の系譜の人物は、 を冠して掲げた 長利僧」と自己規定したのである 母方の系譜を最初に語り、 「健守命」からつらなる 自己にとってもっとも重要な帰属先だった。 いずれも公的氏姓ではなく系譜伝承上 その母 (氏族としての大王への奉仕由 「ミヤケ」 「黒売刀自」が父と「娶し 一族こそが、 だ 母

何に関わらず、 11 かなる氏姓で記載されたかはわからない。しかし、 「黒売刀自」が六七○年の庚午籍ないし六九○年の庚寅籍におい 彼女は「ミヤケ」一 族の一員であり、 戸籍上の氏姓の如 始祖健守命につら

同じ

され

長利が、 という、 たと想定できよう。 として掲げて母を顕彰し、 松田二〇〇九、四六頁、 になるとみられ、 された放光寺は、 なる人物と認識されてい (古代では多胡郡 両碑のたつ近辺こそ、 おそらく同 (ある意味、 総社古墳群を造営した勢力 中央との結びつきが強い 地域 同勢力による支配体制への包摂に抗って) Ш (旧片岡郡) たのである。 上碑の世界』二五頁〕。 帯でよく知られた伝承上の英雄を冒 まさに健守命以来の「ミヤケ」一族の拠点だっ そこにつらなる自己を誇る碑をたてたのであ 山名郷)。 同碑の立つ近くに、 〔右島和夫一九九四、三八 六六○~六七○年頃に創建 (≒後の上毛野氏か) そこに所属する僧である 金井 沢碑 頭に始祖 健守命 の手 頁

とって、 な名称 されたのである。 だった。 は、 に相当する 尼……子孫・ ジ系譜の組み合わせからなる系譜意識のもとにあった豪族層の ·ぜい二~三世代を遡る父母) とその Щ それはいまだ定着しておらず、 外来の仏教によって、 上碑」 「山上碑」の系譜が示す祖先観は、 /概念が与えられたものの、 具体的に祖と認識されるのは、 「祖先」 では、 大児臣 だっ 、始祖健守命……子孫・黒賣刀自 が、長利にとって、 たのである。 自己から遡る祖先に「七世父母」という新た 六八一年当時の上毛野地域にお 旧来の系譜語りに置き換えて、 前述のように 「父母」の属する一族の 自己の直接の 仏教用語 その見事な具体例といえよ 二 つ 「七世父母現在父母 **%始祖斯多々弥足** 父母 の異なるタイプ 個々人に (からせ 「始祖

ともに冒頭に記載されてもいる。 養観が浸透していることがみてとれる。 母現在父母」概念の定着がみられ、 それぞれが戸籍書式に沿って厳密に父姓で記載 ている。 一族によると推定される七日 戸 、主とおぼしき 「三家子口 しかし、 約半世紀の間に着実に仏教的祖 一六年の また、 が、 Α 「金井沢碑」 П 願主グループとして異姓 願主として本貫地表記と あらたな氏姓制も定着 同 では、 父姓は省略 七 世父

> ことになる みにとらわれない広義の双系的 子 大きな意味をもって存在していたのである。 孫が主要な位置をしめることに明らかなように、 一族の最長老女性が、 「現在侍家刀自=他田君目頬刀自」 ーミヤケ」 一族のまとまり そのグルー 公的氏姓 が、 現実には プ= の枠組

0)

記載はほとんどみられない。(56) 先に紹介した朝鮮 倭 系譜に類する記載はない。 に比べて格段に多数の石碑が存在するにもかかわらず、 0) 石像碑銘には、 王権を中心する支配層結集のシステムとし 石像碑銘以外の 国 王大臣及七世父母」 同時代資料を見渡して とは 系譜的 あ

ても、

Ŕ

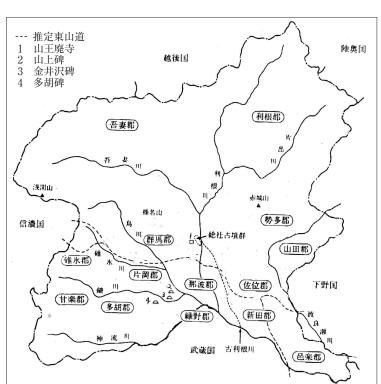


図2 上野国の郡 (群馬県史編さん委員会編『群馬県史』通史 2, 所載図より, 本稿関連遺跡のみを抽出掲載し,1~4を記入して作成)

めて注目されよう て、 倭社会における 氏 組織 /系譜意識の重要性と独自性が、 あらた

+ ざまな功徳を祈念」していることは、 薩に対して、造寺造仏や設斎などを通じて祖先供養をはじめとするさま 銘 て行なうべき行為だった、ということになろう。 で「ミヤケ」一族の本拠地に造立すること、そのことこそが「誓願」し 系譜関係、 何を行ったかは記されない。これも、 母現在父母」のために「天地誓願」して、何を行ったのかが不明である。 頁〕。ところが金井沢碑には、「天地誓願仕奉石文」とのみで、「七世父 記するのが普通である。 以始造銅繍丈六仏像」(『日本書紀』推古一三〔六〇五〕四月辛酉条)、 「山上碑」でも、 「皇后体不予、則為皇后誓願之、初興薬師寺」(『同』天武九年〔六八〇〕 ・擦柱銘などでも、 「誓願」をめぐってはもう一つ、考えるべきことがある。 月癸未条)のように、何のために「誓願」して、何をするのかを明 「山上碑」であれば長利の母方 (+父方) 「母為記定文也」とあるだけで、母の追善供養のために、 その銘文が何に刻まれているかをみれば、 その他の「誓願」の句がある仏像光背銘や台座 金井沢碑であれば願主グループの 明瞭である〔増尾一九九九、二二〇 系譜を、 「共同発願 石に刻ん 「仏菩

母」(≒「ミヤケ」一族) 成員あるいは「鍛師」という縁で、 含まれないことを明らかに示しつつ、 グループは、 家毛人・次知麻呂・鍛師礒部君身麻呂」の 系譜関係を記す碑文構成などの中において考えると、 ことになる。 最後になったが、こうした金井沢碑の造立目的、 「又」字で願主グループ の為の祈願に、 Aグループによる「七世父母現在父 三家姓を名乗る公的 (「ミヤケ」一族の中核部分) 「知識を結びし所の人」という |三日 | = B А 「又知識所結人三 願主グルー (狭義の) 「三家」 には 氏の 知識 ・プの

た竹本晃氏は、 碑文にみえる他田君・物部君 先行諸説をふまえ、 ・礒部君の地域におけるあり方を考察し 『続日本紀』 天平神護元年 (七六五

> それが天平神護二年五月甲戌条の礒部から物部公への改姓として表れ とした〔竹本二〇一五〕。 を築き、 族であり、 金井沢碑にみるように「物部君と知識を結ぶほど近い関係」にあって、 もっていた」、礒部君は碓氷郡礒部郷に本拠を置く在地豪族と考えられ 11 「甘楽郡およびその周辺の郡では、 月戊午条(「上野国甘良郡人中衛物部蜷淵等五人、 とする。そして、 またそれをどのように西部地域に還元したか」 「上野西部地域の豪族が、 他田君は、上野東部地域の新田郡の郡領クラス豪 物部君 東部地域の豪族とどのような関係 **公** が郡領クラスの勢力を 賜姓物部公」)より、 が今後の課題だ

(「三家子□」の妻にせよ母にせよ) とみるのではなく、 来の諸説が漠然と前提していたように) 田 通じて、双系的血縁関係をベースとする密接な関わりを東部地域 族の中核にすえて考察する視点の必要性を、 |君目頬刀自」が「ミヤケ」一族の「家刀自」であることの意味を、(従 (君氏)との間にも展開していたことを、 金井沢碑は、上野国西部地域に本拠をもつ 如実に示す資料といえる。 他地域から婚入してきた女性 「ミヤケ」 本稿では述べた。 広義の「ミヤケ」 一族が、 (の他 他

おわりに―まとめと課題

以上、 (1) 金井沢碑文には、 要である 養願文書式等が複合的に影響しており、 七世紀以来の系譜様式、 本稿で述べてきたことの要点をまとめると、次のようになる。 当地域に長年にわたって浸透していた戸籍書式、 そして新たに流入した仏教経典の経説、 その点をふまえた考察が必

供

(2) 金井沢碑および山上碑の建立地は多胡郡 たと推定され、 そこが広義 (異姓の双系血縁者を含む)の「ミヤケ」一族の本拠地だっ 故に、 そこからは離れた (旧片岡郡) 「羣馬郡下賛郷高田里」 山部郷であ を

3

④「加那刀自」は「目頬刀自」の児ではなく、「三家子□」の児である。
 ④「加那刀自の子と一応は推定されるが、その姉妹の子の可能性もある。の系譜意識と、自己の父母につらなる二~三世代の身近な双系的血縁意識の並存の中で生きていた。仏教用語「七世父母現在父母」はそこに新たな祖先観をもたらしたが、七世紀後半~八世紀前半の上そこに新たな祖先観をもたらしたが、七世紀後半~八世紀前半の上そこに新たな祖先観をもたらしたが、七世紀後半~八世紀前半の上そこに新たな祖先観をもたらしたが、七世紀後半~八世紀前半の上そこに新たな祖先観でもない。

上で、山上碑と金井沢碑は、まことに好個の資料である。が浸透していく、七世紀後半から八世紀前半の地域社会の実相を考える合とのズレ、そこに国家的諸制度の影響がからまりつつ、仏教的祖先観公的な「三家」姓の父系的枠組みと異姓者を含む現実の双系的一族結

る形で受容されたのである。

註

- 最新の図録に多胡碑記念館編『金井沢碑の遺産』〔二〇二〇〕がある。(1) かつては「上野国山名村碑」「高田里結知識碑」ともいわれた。高崎市山名町在。
- 〔二〇一八〕がある。
 碑」を用いる。高崎市山名町在。最新の図録に多胡碑記念館編『山上碑の世界』碑」を用いる。高崎市山名町在。最新の図録に多胡碑記念館編『山上碑の世界』)
 一般には「山ノ上碑」の名称で知られるが、本稿では史跡指定名称の「山上
- 3) 田中卓氏は、「娶生児」などの用字法、「美之国」の国名表記などには「古文と

- かなっている。豊耳命、娶国主神児阿牟田刀自、生児小牟久君」で、「娶生児」の古系譜様式に豊耳命、娶国主神児阿牟田刀自、生児小牟久君」で、「娶生児」の古系譜様式にける〔田中一九八六、四六九~四七〇頁〕。「阿牟田刀自」に関わる記載は、「別しての要素」が備わり、「延暦ないしそれ以前のものと認めて差し支へない」と
- (4) 「因幡国伊福部臣古志」については、田中卓一九八六、および佐伯有清(4) 「因幡国伊福部臣古志」については、義江二○○○ d、九九もっとも現実的伝承の要素のみられることについては、美江二○○○ d、九九もっとも現実的伝承の要素のみられることについては、系譜様式からみた「古志」の段落構成、および第二五代「久治良臣」と第二六代「都牟自臣」の箇所に、古っとも現実的伝承の要素のみられることについては、光世紀前半以前に相当する部へ一○四頁。
- ここにおける「臣」は男性個人名につけられた尊称である。宿祢」、以後を「臣」と書き分けているが、「若子臣」「馬養臣」とあるように、「古志」では、允恭朝に「気吹部臣」の姓を賜ったとして、それ以前を「**

- れている。それに対して、戸主の母、妻妾、姉妹の子などには姓を記載する。(6) 御野国戸籍では、戸主の男系親族は父姓継承の原則のもと、姓の記載は省略**
- (7) 実名+「刀自」の他に、ヤケ名+「刀自」の例として「五百重娘(中臣鎌足の(7) 実名+「刀自」の他に、ヤケ名+「刀自」の例として、「吉川大刀自」。接著国風土記美囊郡吉川里)などがある。自己のヤケを所持し、あるいは地域を統括した「刀自」の存在を前提として、令制キサキ称号の一つとしての「夫人(和訓オホトジ)が成立すると考えられる。「妃某姓邑刀自」から以後は「某姓」を除けとの勅(『類聚符宣抄』六、少納言職掌、弘仁八年六月二三日勅)は、出身氏族名を付して例えば「妃大伴邑刀自(大刀自)」と称されるような古代的キサキのあり方――出身氏族の女性メンバーとしてヤケの一つを受け継ぎ経営し、サキのあり方――出身氏族の女性メンバーとしてヤケの一つを受け継ぎ経営し、そこをキサキの宮とする――が、九世紀初頭で最終的に失われたことを意味するのだろう「義江二〇一七b、二八六頁」。
- 一九七三参照。 みるべきこと、および御野国戸籍書式との類同/相違点については、岸俊男の、『大日本古文書』編年一─三○五~三○八頁。同「戸籍」を「戸口損益帳」と
- (9) 男女の王族に共通する称号だった「王」(ミコ)が、七世紀末に皇子/王(ミコ)の一五、一四六~一五二頁)。 「メ」は、集団的に生存し、その一員として仕奉・貢納を行ってきた人々について、一人一人のセックスを生物的に判定し、"男』"女』のジェンダーに二区分て、一人一人のセックスを生物的に判定し、"男』"女』のジェンダーに二区分て、一人一人のセックスを生物的に判定し、"男』"女』のジェンダーに二区分で、一人一人のセックスを生物的に判定し、"男』"女』のジェンダーに二区分で、一人一人のセックスを生物的に判定し、"男」が、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の、七世紀末に皇子/王(ミコ)の一種である「義」の一種である「義」の一種である「義」の一種である「義」の一種である「義」の一種である「義」の一種である「表」の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「義」の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である」の「美国の一種である」の「美国の一種である」の「美国の一種である」の「一種である」の「一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である「美国の一種である」の「一種で表現を表現る」の「一種である」のでは、「本のまる」の「一種である」ので、「一種である」ので、「本種である」のでする。」の「一種では、一種では、「一種である」ので、「本種である」ので、「一種である」のでは、「本本のでは、「本のまる」のでは、「本のまる」のでは、「本

- (1) 尾崎喜左雄一九七○をはじめ、種々の読解とそれに基づく系譜関係復元がなさりあげる。
- (13) 九世紀半ば成立の『海部氏系図』は、出自系譜ではなく「児**──児**──と考え「常」とする「勝浦二○○○、とりあえず「乙(若)」として論をすすめる。 ても、「次」字が示すように、「馴刀自」と「馴」字を共有する(同母の)妹である。一般には「乙」と読まれており、私見でもその方が可能性が高いと考えるが、本稿の論旨には影響がないので、とりあえず「乙(若)」として論をする。「母の)妹である。一般には「乙」と読まれており、私見でもその方が可能性が高いと考え「常力」といる。
 (12) 勝浦氏は、「乙」の可能性もあるが、『寧楽遺文』の「若」の方が可能性が高い、「第二人ではなく「児**ーー児**ーー
- 14)「上宮記逸文所引一云」系譜では、女性は尊貴性を示す場合に「王」「比弥命」「次」については、本文で後述する。 「次」については、本文で後述する。 「次」につながれた地位継承次第なので、当然のことながら「次」字はない。一―」でつながれた地位継承次第なので、当然のことながら「次」字はない。一
- 統一性はみられない。 が例外的に使われ、他は「郎女」「比弥」である。『古事記』天皇系譜のような(4)「上宮記逸文所引一云」系譜では、女性は尊貴性を示す場合に「王」「比弥命」
- 先行性を認め得る」という〔矢嶋一九九七、五・一一頁〕。れていて、この箇所(矢嶋泉氏のいうAa)は、素材資料として「記紀に対するは記紀以後とみられるが、異なる系譜伝承素材が不統一なままに混在・接合さ(5) 継体天皇の父方/母方を記す『釈日本紀』所引『上宮記』逸文は、全体の成立
- (16) 兄弟姉妹の呼び方における男称・女称の区別は、七〇二年の御野国戸籍では明兄弟姉妹の呼び方における男称・女称の区別は消えていく〔布村一九九四、八四~八七頁、九七~九九頁〕。
- 語が重層してみられる。須賀志呂古郎女のところには、素材となった古系譜のと娶して生む御子、当麻王、次に妹須賀志呂古郎女」という形で、「次」・「妹」(行) 敏達の次の用明段の系譜では、所生子の出生順序列語に一例、「当麻飯女之子

- の称だろう。「酢香手姫」の「ヒメ」については、義江二〇一五、九頁参照。古郎女」は『日本書紀』では「酢香手姫皇女」だが、スカテ(コ)郎女が本来用語「妹」字が残ってしまった、と見ることができるのではないか。「須加志呂
- 義江一九八六付載『和気系図』参照。
- 杉本一樹二〇〇一、五二三頁。

 $\widehat{20}$ $\widehat{19}$

- (22) 雲夢睡虎地秦簡「封診式封主条」【『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九九〇】 雲夢睡虎地秦簡「封診式封主条」【『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九九〇】 雲夢睡虎地秦簡「封診式封主条」【『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九九〇】
- 井上氏・小林氏の論考は、中国の出土戸籍史料と対照して日本の戸籍書式の特色をさまざまに検討し、男女混合の出生順記載、前行記載人物との関係で記すという特色の共通性にも注目している。ただし、親からみた出生順序列語とキョウダイ順序列語との原理的違い、および「次」字で兄弟・姉妹の次序をあらわすはない。犬飼隆氏は、中国の史書には「次」字で兄弟・姉妹の次序をあらわすことがあるが、籍帳類にはなく、美濃(御野)戸籍の「次」字は、『古事記』等の用法をあわせ考えると、「本来は、男女の別なく出生順に「つぎに…つぎに」と認識していた日本語の発想を反映したもの」(犬飼二〇一一、一四二頁)のぎに」と認識していた日本語の発想を反映したもの」(犬飼二〇一一、一四二頁)とする。
- 推定される山王遺跡計帳様文書。
 て、和銅七年籍の抜書とみられる多賀城跡戸籍抜書木簡および養老五年以前と(23) 岸俊男氏がすでに指摘した和銅元年の陸奥国戸口損益帳 [岸一九七三] に加え
- 「嶋評戸口変動記録木簡」については、坂上二〇一三参照。坂上氏は同木簡の

二〇一三、一六八・一七一頁〕。

- 鍛」(六七頁)。(25)御野国加毛郡半布里上政戸県主族安麻呂戸「下々戸主安万侶(年卌四)正丁(25)御野国加毛郡半布里上政戸県主族安麻呂戸「下々戸主安万侶)年卌四)正丁(25)
- (26) 小口雅史氏は、御野国型書式の男女別丁中別について、前秦~西涼・北涼籍のの兵士派遣の継続、を背景として推定する〔平川二〇一四b、三六~三七頁〕。 打撃の大きさによる兵士徴発の困難さ、他方での東山道における白村江敗戦の二〇一三、一七一頁〕。なお平川氏はこれについて、西国における白村江敗戦の二〇一三、一七一頁〕。なお平川氏はこれについて、西国における白村江敗戦の一大きさによる兵士徴発の困難さ、他方での東山道における蝦夷「征討」への兵士派遣の継続、を背景として推定する〔平川二〇一四b、三六~三七頁〕。 打撃の大きさによる兵士被発の困難とした推定する〔平川二〇一四b、三六~三七頁〕。
- (27) 勝浦説の後に、東野氏とともに碑文を実見観察した松田猛氏は、「やはり「三家子孫」と読むのが妥当であろうと思われた」とする〔松田猛二〇〇九、一二四頁〕。構成上、願主名の位置にあることを重視する〔勝浦二〇〇〇、三八八・三九七頁〕。また同様に実見を行った竹本晃氏は、「「孫」は釈読しない方がよいように思われた」「子偏と断定することは避けたい」とし、結果として勝浦氏の読みを支持れた」「子偏と断定することは避けたい」とし、結果として勝浦氏の読みを支持れた」「子偏と断定することは避けたい」とし、結果として勝浦氏の読みを支持れた」「子偏と断定することは避けたい」とし、結果として勝浦氏の読みを支持れた」「子偏と断定することは避けたい」とし、結果として勝浦氏の読みを支持れた」「子偏と断定することは避けたい」とし、結果として勝浦氏の読みを支持している〔竹本二〇一五、三九頁〕。
- (28) 以下、丸数字であげる写経識語/造像記については、まず『寧楽世』で示したのち、『上代写経識語注釈』は、『奈良朝写経』の写真図版に従い、識語本文を翻刻し注釈を付す。『奈良朝写経』未収識語は、ローマ数字の番号で示さ本文を翻刻し注釈を付す。『奈良朝写経』未収識語は、ローマ数字の番号で示されている(左註例参照)。
- 監大鳥郡日下部郷天平二年歳次康午九月書写奉」とあり、「和泉監大鳥郡日下部館蔵「瑜伽師地論」の識語は本文記載の通りだが、寧楽―六一二頁所載の知恩院が、『奈良朝写経』未収Ⅱとして『注釈』四六四頁に載せる天理大学附属天理図書監大鳥郡写下部郷」は書写者である石津連大足の本貫地のようにが、『奈良朝写経』未収Ⅱとして『注釈』四六四頁に載せる天理大学附属天理図書

- 記である。郷」は大檀越に率いられて写経事業に加わった「総知識七○九人」の所属郷表郷」は大檀越に率いられて写経事業に加わった「総知識七○九人」の所属郷表
- 抜を載せる。 二〇一六、六二・七四頁〕。なお角田氏右掲書には、口絵として同瑜伽師地論與は「一郷を写経の主体とする特異な形式」であることに注目する〔角田は「一郷を写経の京体を閲覧した角田洋子氏は、「日下部郷……書写奉」
- 史千嶋高史橋」(寧楽―六一七頁、注釈―一九六頁)。 「右京七条二坊黄君満侶」(寧楽―六一二頁、注釈―七六頁)、「左京八条二坊高
- **霊亀三(七一七)〜天平十二(七四○)初頃とされる〔鎌田元一・二○○一〕。**

32

31

- 一二二七頁。 『群馬県史』一九八一、資料編四―史料解説「金井沢碑(前沢和之執筆)」、
- 『続日本紀』和銅四年三月辛亥条。

34

- 四五、五五頁〕。

 四五、五五頁〕。

 四五、五五頁〕。

 四五、五五頁〕。

 四五、五五頁〕。

 四五、五五頁〕。

 四五、五五頁〕。

 四五、五五頁〕。
- (36) 「山上碑」の構成については、義江二〇〇〇c参照
- 一九六八、三九~四〇頁〕。世父母随意往(生)」の例をあげる〔狩谷掖斎「高田里結知識碑」『古京遺文』世父母随意往(生)」の例をあげる〔狩谷掖斎「高田里結知識碑」『古京遺文』世父母隨意往(生)」の例をあげる〔狩谷掖斎「高田里結知識碑」『古京遺文』、東京道、「東京は「為七世父母現在父母、見盂蘭盆経六朝造像記多用之」として、栗い
- (40) 玄奘将来経典の漢訳事業開始は唐・貞観十九(六四五)以降で、飛鳥~白鳳時の四月・七月斎会の開始は史実とみて良いとする。さらに、四月八日の仏誕会の四月・七月斎会の開始は史実とみて良いとする。さらに、四月八日の仏誕会と七月十五日盂蘭盆会は、自身および現在父母の現世利益・過去七世父母の祖と七月十五日盂蘭盆会は、自身および現在父母の現世利益・過去七世父母の祖と七月十五日盂蘭盆会は、自身および現在父母の現世利益・過去七世父母の祖と七月十五日盂蘭盆会は、自身および現在父母の現世利益・過去七世父母の祖の四月・七月斎会の贈行といる。
 (30) 古市晃氏は、推古十四年の年紀については、福山敏男氏の指摘にしたがい(『元の世界) 古市晃氏は、推古十四年の年紀については、福山敏男氏の指摘にしたがい(『元の世界) 古市晃氏は、推古十四年の年紀については、福山敏男氏の指摘にしたがい(『元の世界) 古市晃氏は、推古十四年の年紀については、福山敏男氏の指摘にしたがい(『元の世界) 古いといる。
- 仏説盂蘭盆経は、餓鬼道に墜ちた亡母を救済せんとする目連の孝養を説く。

- $\widehat{42}$ 典跋語等の事例を検討し、「現在父母」は「生存している父母」と解する〔鈴木 信にて懇切なご教示を賜った。記して謝意を表したい。なお、鈴木清美氏も経 二〇〇九、二七~二八頁〕 仏説盂蘭盆経にみえる「現在父母」の理解をめぐっては、田中禎昭氏より私
- 43 養の義ときこゆ」との重要な指摘があるが、それ以上の考察はない 疑問がある。なお、伴信友「上野国三碑考」〔一九七七、六九一頁〕に る他田君目頬刀自」と読むが、碑文構成からみて、この読み下し語順にはやや 六三頁〕では、金井沢碑の【読み下し文】の中で当該箇所を「現在家刀自に侍 最近刊の小倉滋司・三上喜孝編『古代日本と朝鮮の石碑文化』〔二〇一八、 「侍は侍
- 44 男女子とも「児」としたと考える余地もある。 がなされているか否かは不明である。既述のように、古系譜の用法にしたがって、 ある「物部君午足」の続柄表記は「孫」なので、男女で「子/児」の使い分け 男子は「子」。西海道・下総型戸籍では「男」「女」。ただし、碑文では男子で
- 呈している、とみられる。 母子関係(どの妻の子か)が記載されないために、男子歴名部でその矛盾が露 生じているのである。御野国戸籍では書式上、男子については父子関係のみで でありながら、戸籍上でだけ妻妾/嫡庶の区別をしたために、記載のねじれが 口裕子一九九三、二一五~二二〇頁〕。実態は妻妾未分離・嫡庶別未成立の社会 いとみてはじめて、「又」字の意味するところは整合的に理解できるのである。 部大古賣 亡夫児県主族粟賣」となる。「目頬刀自」が「三家子□」の妻ではな 郡半布里中政戸県造紫の戸口寄人田原部小山〔九二頁〕のように、「小山妻石上 妻稲依賣の二人の間の児であることは明確に示されるのであり、もし目頼刀自 主妻秦人稲依賣 児古賣……」のように、「児」字だけで、古賣が戸主安麻呂と とする〔勝浦二〇〇〇、四〇一頁〕。しかし、本文で例示した秦人安麻呂戸の「戸 すために「又」の字を入れたと素直に考え、実の母子関係にあるとしておきたい_ はなく、願主の「三家子□」との関係に戻って二人の児であることを明確に示 頬刀自を「妻」とみる観点に立脚して、「第一案としては、目頬刀自の連れ子で 勝浦氏は、加那刀自を前妻の児と考える余地がないわけではないとしつつ、目 御野国戸籍には「亡妻児」の表現は十例以上あるのに、「先妻」の記載がない〔関 「妻」であれば、「又」字は不要である。妻の連れ子であった場合には、 加毛
- 46 の形で姉妹の排行型名としてみえるので、「古刀自」のよみは〝フル刀自〟では なく゛コ刀自゛だろう。 御野国戸籍では、「小刀自賣」も「古刀自賣」も、 「刀自賣 次小/古刀自賣_
- 「預」「

 百」は、 「刀」+「自」の合字
- この点は田中禎昭氏のご教示による。旧稿では、狩谷掖斎 「老少の別あるにあらざるなり」との注にしたがったため 〔義江二〇〇七 b、 『箋注和名類聚抄』

- 要性に思い至らなかった。古代社会の年齢秩序を解明した田中氏の近著 1〇一五〕にふれ、考えを改める。 一頁〕、古語によれば刀自は老母≒老女だ、との『和名類聚抄』の文意の重 〔田中
- 多摩の妻「秦人佐理賣七三歳」(七八頁)も、夫の戸主多摩が八○歳、嫡子小須 族稲寸の母「各牟勝族田弥賣八二歳(九一頁)。また半布里中政戸下中戸主秦人 戸主神人小人の母「県主人加尼賣七三歳」(八一頁)、同里中政戸下々戸主県主 中政戸下々戸主秦人弥蘇の母「秦人由良賣七三歳」(六九頁)、同里中政戸下々 が四五歳なので、さほど遠からぬ多摩死去後は、「戸主」小須の「母」の位置づ 半布里上政戸下々戸主県主族与津の母「穂積部意閇賣七二歳」(六八頁)、
- 主県主族都野の姑「麻部細目賣八二歳」(五九頁)、 政戸下々戸主刑部都ム志の姑「身賣七二歳」(三六頁)、三井田里中政戸下々戸 春部里上政戸下上戸主国造族加良安の姑「和子賣七〇歳」(四頁)、栗栖田里上
- 賣八六歳」(二三頁)、半布里中政戸下上戸主秦人甲弟小麻呂の妻勝族百賣の母「秦 (六一頁)、春部里中政戸下々戸主春日辛国兄辛安の妻春日吉嶋賣の母「春部飯手 人鳥賣八一歳」(八四頁)。 半布里上政戸下上戸主県主族牛麻呂妻牟下津大古賣の母「秦人阿古須賣七三歳

51

- 『続日本紀』宝亀八年正月甲戌条・同五月戊寅条(薨伝)。
- 53 52 亦其眷族多在者、則分各定氏上。並申於官司。……而非己族者、輙莫附」。 『日本書紀』天武十一年一二月壬戌条「詔曰、諸氏人等、各定可氏上者申送
- 54 」と「目頬刀自」は夫妻ではなく、供養の主体も、「女系」結合か否かという点 女子、という女系でつながる「六口」が祖先供養の中核をなす、とした点〔義 解を改める旨、補注で述べた。その点は本稿においても変わりないが、その上 にではなく、異姓者を含む広義の「ミヤケ」一族による供養という点にある 江二○○七b、七六頁〕は、本稿での新たな考察により、撤回する。「三家子□ で、「三家子□」+「目頬刀自」夫妻に、その娘、さらに娘の子である異姓の男 名とみ、「現在侍家刀自」=他田君目頬刀自とする勝浦説にしたがって旧稿の理 旧稿を二○○七年刊の拙著に収録するに際して、「三家子□」を願主を示す人
- 系紐帯の存在が証明される」とした〔関口二〇〇四、七六八頁〕。「国家方針と の転換期における、地域社会の様相として考察した。 の検出に焦点をあてるのではなく、 慧眼に多くを学びつつ、本稿では、それを「母(女)系紐帯」「母系出自の存在 しての姓の父系継承と、それとは異なる現実の血縁集団」に着目した関口氏の 家氏女性)―目頬刀自―加那刀自―午足キョウダイの「四世代にわたる「母(女) 関口裕子氏は、「三家子□」を「三家しそん」と読む旧来の理解にたって、(三 現実の双系的一族結合から公的父系氏族へ
- 山上碑・金井沢碑の立碑を、 七世紀後半から八世紀初にかけての立評~建郡~

供養の側面を重ね合わせて、族縁的関係の強化をはかったとの見方〔三舟隆之 川賢二〇一九・磐下徹二〇一八〕、また、豪族層の従来の祖先信仰に仏教の追善 郡分割再編という地方支配の展開に対する「三家」一族の結集の動きとみる説 (篠 九九一〕もあるが、いずれも、 、異姓者を含む広義の「ミヤケ」一族、という

- 銅仏』一四九頁〕。増尾氏は同「光背」銘を紹介するが、考察はない〔増尾 における飛鳥仏制作の手近な手本になったと思われる〔『飛鳥・白鳳の在銘金 一九九九、二二三頁註(11)]。 前註(38)参照。朝鮮製であってもなくても、本像のような小金銅仏が倭
- (56) この点については、橋本繁氏のご教示を得た。記して謝意を表したい。

参考文献

- 池田 温 九七九 『中国古代籍帳研究—概観·録文—』東京大学東洋文化研究所 非
- 井上 豆 110011 新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』東京堂
- 榎本淳一 二〇一九 二〇一八 「上野三碑試論」佐藤信編『史料・史跡と古代社会』吉川弘文館 「ヤツコと奴婢の間」(初出二○一八)『日唐賤人制度の比較研究
- 川書店。左掲『上野三碑の研究』に再録。 一九七〇 「上野三碑と那須国造碑」『(旧版) 古代の日本七 関東』角
- 書刊行会編『上野三碑の研究』 一九八○ 「「山ノ上碑及び金井沢碑の研究」(初出一九六七)尾崎先生著
- 小口雅史 二〇一八 「日本古代戸籍の源流・再論」佐藤信編『律令制と古代国家』
- 小倉滋司・ 三上喜孝編 二〇一八 『古代日本と朝鮮の石碑文化』 〔国立歴史民俗博物 館研究叢書4〕朝倉書店
- 別浦令子 二〇〇〇 「金井沢碑を読む」(初出一九九九) 『日本古代の僧尼と社会』
- 鎌田 元 二〇〇一 「郷里制の施行と霊亀元年式」(初出一九九一)『律令公民制の
- 岸岸 俊男 一九七三 「いわゆる「陸奥国戸籍」の断簡」『日本古代籍帳の研究』塙書 房。同論考には、〔補説〕として一九五六年論文の概要を収める(一七〇 一九五六 「所謂「陸奥国戸籍」残簡補考」『続日本紀研究』三-二。

- 桑原祐子 一九九一 「「正倉院文書」に於ける女性名の表記―女性名の構成要素「― メ」―」『萬葉』一三九。
- 二〇〇五 「正倉院籍帳と長沙走馬楼三国呉簡」『史観』一五三。
- 佐伯有清 九七五 「伊福部臣氏の系図」『古代氏族の系図』学生社
- 佐伯有清 一九八四 「『因幡国伊福部臣古志』の研究」『新撰姓氏録の研究
- 坂上康俊 二〇一三 「嶋評戸口変動記録木簡をめぐる諸問題」『木簡研究』三五。 論考篇』吉川弘文館
- 篠川 賢 二〇一九 「山上碑を読む―「佐野三家」を中心として―」(初出 一九九九)『古代国造制と地域社会の研究』吉川弘文館
- 杉本一樹 10001 川弘文館 「戸籍制度と家族」(初出一九八七)『日本古代文書の研究』
- 鈴木晴美 二〇〇九 「『金井沢碑』拓本における「三家子孫」の再検討」『続日本紀研究
- 関口裕子 一九九三 「律令国家における嫡妻・妾制について」(初出一九七二)

 $\overline{\mathbf{H}}$

- 関口裕子 二〇〇四 「日本古代家族の規定的血縁紐帯について」(初出一九七八) 本古代婚姻史の研究』下、塙書房。
- 高取正男 一九八二 「古代民衆の宗教―八世紀における神仏習合の端緒―」(初出 本古代家族史の研究』下、塙書房。
- 竹本 晃 二〇一五 「金井沢碑からみた物部系氏族の展開」『由良大和古代文化研究 一九五九)『民間信仰史の研究』法蔵館
- 田中 卓 協会研究紀要』一九。 一九八六 「『丹生祝本系帳』の校訂と研究――新撰姓氏録の撰進について
- の一考察」(初出一九五八)「『因幡国伊福部臣古志』の校訂と系図」『田 中卓著作集2 日本国家の成立と諸氏族』国書刊行会。
- 田中禎昭 『日本古代の年齢集団と地域社会』吉川弘文館。
- 角田文衛 一九八〇 『日本の女性名 (上) ―歴史的展望』 〔教育社歴史新書 〈日本史)
- 三〇〕、教育社(のち、上中下の三巻を合冊して、国書刊行会、二〇〇六、
- 角田洋子 二〇一六 『行基論―大乗仏教自覚史の試み―』 専修大学出版局
- 南部 東野治之 曻 二〇〇四 「上野三碑」(初出一九九一)『日本古代金石文の研究』 岩波書店 『日本古代戸籍の研究』吉川弘文館 一九九二 「味蜂間郡春部里戸籍にみえる無姓者について」(初出一九七四
- 布村一夫 一九九四 『正倉院籍帳の研究』刀水書房
- 一九七七 「上野国三碑考」 『伴信友全集』巻二 〔一九〇七年國書刊行會版

伴

平川 南 二〇一四 a 「古代の籍帳と道制―発掘された古代文書から」(初出

次調査出土第一号木簡」『律令国郡里制の実像』上、吉川弘文館。一九九六)/b「最古の戸籍木簡―福岡県太宰府市国分松本遺跡第一三

『古代文化』五九~三。 古市 晃 二〇〇七 「四月・七月斎会の史的意義―七世紀倭王権の統合論理と仏教」

吉川弘文館。 と祖先信仰をめぐって―」あたらしい古代史の会編『東国石文の古代史』増尾伸一郎 一九九九 「「七世父母」と「天地誓願」―古代東国における仏教受容

研究』一一。 松田 猛 一九九九 「佐野三家と山部郷―考古資料からみた上野三碑―」『高崎市史

右島和夫 一九九四 「古墳からみた六、七世紀の上野地域」(初出一九九二)『東国松田 猛 二〇〇九 『上野三碑 古代史を語る東国の石碑』[日本の遺跡36] 同成社。

音能之編『律令国家の展開過程』名著出版。 三舟隆之 一九九一 「八世紀前半の地方仏教―「金井沢碑文」を中心として―」瀧

古墳時代の研究』学生社。

矢嶋 泉 一九九七 「『上宮記』逸文所引「一云」の資料性」『青山学院大学文学部

表江明子 一九八六 「日本古代の氏と「家」」『日本古代の氏の構造』吉川弘文館。 養江明子 二○○○a「児(子)系譜にみる地位継承」(初出一九九八八)/-a「「海部 素図」の形式と系線」/b「「娶生」系譜にみる双方的親族関係―「天寿 国繍帳銘」系譜―」(初出一九八九)/c「「山の上碑」の「児」「孫」「娶」 ―」(初出一九九二)/e「冒母姓改姓史料と『娶生』系譜」/f「系譜 ―」(初出一九九二)/e「冒母姓改姓史料と『娶生』系譜」/f「系譜 類型と「祖の子」「生の子」―非血縁原理の底流―」(初出一九九二)『日 類型と「祖の子」「生の子」―非血縁原理の底流―」(初出一九八八)/-a「「海部 類型と「祖の子」「生の子」―非血縁原理の底流―」(初出一九八八)/-a「「海部

筑摩書房(のち、ちくま学芸文庫、二○一八で再刊) 義江明子 二○○五 『つくられた卑弥呼―〈女〉の創出と国家』〔ちくま新書五二八〕

祭祀・女性―」(初出一九九八)「『日本古代女性史論』吉川弘文館。―首・刀自から家長・家室へ―」(初出一九八九)/c「刀自神考―生産・義江明子 二○○七 a「古代の村の生活と女性」(初出一九九○)/b「「刀自」考

出二〇一一)『日本古代女帝論』塙書房。 義江明子 二〇一七 a「王権史の中の古代女帝」/b「村と宮廷の「刀自」たち」(初義江明子 二〇一五 「伝承の斎王―〈ヒメ〉名称を手がかりに―」『大美和』一二九。

狩谷掖斎(山田孝雄・香取秀真編)『古京遺文』〔勉誠社文庫1〕勉誠社、一九六八年群馬県史編さん委員会編『群馬県史 資料編4 原始古代4』一九八五年。奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』同朋舎、一九七九年。

(二〇二一年三月一六日受付、二〇二一年九月二四日審査終了)(帝京大学名誉教授、国立歴史民俗博物館共同研究員)

Does the Kanaizawa Stela's Inscription Really Mean "the Wife of the Household?": Challenging the "Wife" Theory through Analysis of Residence Unit Register Formats, Genealogy Styles, and Rural Elite Familial Bonds

YOSHIE Akiko

The inscription of the Kanaizama Stela, one of the three stelae of Kōzuke Province, shows combined influences from residence unit register formats, Buddhist dedicational text formats, old genealogy styles, and newly introduced Buddhist views towards ancestors. The two stelae discussed in this article—the Kanaizama Stela and the Yamanoue Stela—were located in the Yamabe Locality of the Tago District, which was used to be in the Kataoka District. The Yamabe Locality was the home of the rural elite familial group with the surname, Miyake (*miyake* in a broad sense), but this group also included other surname members.

I argue that "Osada no Kimi Metsura Toji," which was inscribed in the Kanaizama Stela, refers to one of the "current parents" from the Ullambana Sutra, instead of the wife of "Miyake no ko [missing text]" who offered the dedicational text. In other words, Osada no Kimi Metsura Toji, who was the elder woman of the aforementioned *Miyake* rural elite group, was the dedicator's close relative from his mother's generation, or possibly his alive mother. This finding reveals the identities of other people listed in the inscription. "Kana Toji" was not the child of "Metsura Toji," but the child of the dedicator. "Mononobe no Umatari" and his sisters were the dedicator's grandchildren who were children of either Kana Toji or Kana Toji's sister.

Until the end of the 7th century, central and rural elite group members had a sense of genealogy which directly connected legendary ancestors and descendants, while having a sense of bilateral kinship of close relatives. Then the Buddhist term, "[praying for] parents of seven generations and my own parents," introduced to them a new view towards their ancestors. They accepted this concept by superimposing it on their old genealogy narrative.

There was a gap between the mechanism of official patrilineal *miyake* surname groups and that of actual bilateral groups including other surname members. This gap, being intertwined with the *ritsuryō* polity system and Buddhist ancestral ideas, transformed the elite group's view towards ancestors in the rural community. Kanaizawa Stela and Yamanoue Stela are excellent examples that illustrate this transformation during the late 7th and early 8th centuries.

Keywords: Kanaizawa Stela, Yamanoue Stela, residence unit register of Mino Province, views towards ancestors, *toji* (the chief elder woman)